

令和2年度版

事業主・事業主団体の皆様のための

制度活用ハンドブック

【全集】



広島県商工労働局

※新型コロナウイルス関連事業について別紙【特集】をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/02-syokouhandbook.html>



目 次

1 新規創業や新規事業展開をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	総合相談		○					1	イノベーション推進T
2	新規創業や新規事業展開を図りたいとき	○	○	○			○	2 ～ 9	産業人材課 イノベーション推進T 循環型社会課 経営革新課 海外ビジネス課
3	「ひろしま創業サポートセンター」による支援を受けたいとき		○					10	イノベーション推進T
4	医療関連分野への進出を図りたいとき	○	○	○				10	医工連携推進PT
5	環境・エネルギー分野への進出を図りたいとき	○	○	○				10	海外ビジネス課
6	起業化支援施設を利用したいとき				○			11	イノベーション推進T
7	貸事務所・貸研究室を利用したいとき				○			11	イノベーション推進T
8	企業組合を設立したいとき		○					12	経営革新課

2 経営の改善・強化をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	人材, 技術, 情報などの専門家のアドバイスを受けたいとき		○					13	イノベーション推進T
2	高度で複合的な経営課題に関する専門家のアドバイスを受けたいとき		○					13	イノベーション推進T
3	経営に関する相談をしたいとき		○	○				13 ～ 15	イノベーション推進T 経営革新課
4	経営安定特別相談を受けたいとき		○					15	経営革新課
5	経営革新の支援を受けたいとき	○						16	経営革新課
6	事業承継の支援を受けたいとき	○	○					16 ～ 17	経営革新課
7	経営の改善のために融資を受けたいとき	○						18 ～ 20	経営革新課 イノベーション推進T
8	経営研修に参加したいとき			○				20 ～ 21	経営革新課
9	取引先の倒産による資金確保に備えたいとき	○						22 ～ 23	経営革新課
10	下請取引のあっせんについて相談したいとき		○	○				23	イノベーション推進T
11	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したいとき		○					23	イノベーション推進T
12	新しいビジネスモデルの立ち上げや新事業展開を進めたいとき	○						23	イノベーション推進T
13	中心市街地の商店街の活性化をお考えのとき	○						24	経営革新課
14	県内製品の販路拡大を進めたいとき				○		○	24	商工労働総務課

3 技術力・研究開発能力の向上をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	技術相談をしたいとき		○					25	研究開発課 イノベーション推進T
2	知的財産に関する相談をしたいとき		○				○	26	イノベーション推進T
3	試験研究設備や研究開発施設を利用したいとき		○					27	研究開発課 イノベーション推進T
4	試験や分析などを依頼したいとき				○			28	研究開発課 イノベーション推進T
5	研究を委託したいとき				○		○	29	研究開発課
6	技術研修を受けたいとき				○		○	29 ～ 30	研究開発課 イノベーション推進T
7	異業種交流を進めたいとき			○				30	イノベーション推進T
8	電気工事業を行いたいとき						○	30	イノベーション推進T
9	電気工事士になりたいとき					○		31	イノベーション推進T
10	計量士になりたいとき					○		31	イノベーション推進T
11	自動車部品関連分野における研究開発力を強化したいとき		○	○				32	イノベーション推進T

4 海外展開をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	海外成長市場への進出や販路拡大を希望するとき		○				○	33	海外ビジネス課
2	海外展開に必要なグローバル人材を確保したいとき						○	34	産業人材課 海外ビジネス課
3	海外展開支援機関						○	35 ～ 36	海外ビジネス課

5 情報化をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
	産業情報・ビジネス情報を調査・入手したいとき		○					37	イノベーション推進T 生涯学習課

6 企業立地をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	県内の産業団地をお探しのとき				○			38	県内投資促進課
2	広島県の企業立地促進支援措置を受けたとき	○						39 ～ 40	県内投資促進課 経営革新課
3	本社機能の移転・新設をお考えのとき	○					○	41	県内投資促進課

7 男女がともに働きやすい職場環境の整備をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	仕事と家庭の両立支援の取組に関する相談をしたいとき		○					42	働き方改革推進・働く女性応援課
2	取組を進めるため奨励金や助成金を受給したいとき	○						43	働き方改革推進・働く女性応援課
3	働き方改革を推進したいとき		○					44 ～ 45	働き方改革推進・働く女性応援課
4	仕事と家庭の両立のための諸制度について相談をしたいとき		○					45	雇用労働政策課
5	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施に関する相談をしたいとき		○					45	働き方改革推進・働く女性応援課
6	女性の活躍を推進したいとき		○					46 ～ 47	働き方改革推進・働く女性応援課
7	働き方改革や女性活躍を推進するため資金が必要なとき	○						47	雇用労働政策課 経営革新課 働き方改革推進・働く女性応援課

8 労働相談をしたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	労働相談をしたいとき		○					48	雇用労働政策課
2	労働組合と使用者との間の紛争について解決の援助を求めたいとき		○					48	雇用労働政策課
3	労働者個人と事業主との間の紛争について解決の援助を求めたいとき		○					48	雇用労働政策課
4	外国人労働者の雇用に関する相談をしたいとき		○					49	雇用労働政策課
5	性別を理由とする労働者に対する職場の差別について相談をしたいとき		○					49	雇用労働政策課
6	育児・介護休業制度について相談をしたいとき		○					49	雇用労働政策課
7	パートタイム労働者の労働条件について相談をしたいとき		○					49	雇用労働政策課
8	就職活動等について相談をしたいとき		○	○			○	50 ～ 52	雇用労働政策課 働き方改革推進・働く女性応援課

9 労働環境の改善を図りたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	非正社員を正社員に転換したいとき	○						53	雇用労働政策課 経営革新課
2	福利厚生制度を充実させたいとき	○					○	53 ～ 54	雇用労働政策課
3	労働保険の事務処理を委託したいとき						○	54	雇用労働政策課
4	勤労者福祉施設を利用したいとき				○			54	雇用労働政策課
5	人材確保のために雇用管理の改善を図りたいとき	○						55 ～ 56	雇用労働政策課 経営革新課

10 雇用の安定や人材の確保をお考えの場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	従業員を募集したいとき	○	○					57	雇用労働政策課
2	県外から人材を募集したいとき		○	○				58	雇用労働政策課
3	インターネット上で企業のPR, 求人活動, インターンシップの募集等を行いたいとき						○	58	雇用労働政策課
4	従業員への奨学金返済支援により人材の確保・定着を図りたいとき	○						58	雇用労働政策課
5	60歳以上の高齢者を雇用されるとき	○						59 ～ 61	雇用労働政策課 経営革新課
6	障害者を雇用されるとき	○	○					61 ～ 66	雇用労働政策課 経営革新課
7	事業活動の縮小に伴い雇用調整を行うとき	○						66	雇用労働政策課

11 職業能力の向上を図りたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	従業員のキャリア形成の促進を図りたいとき	○						67	職業能力開発課
2	技能検定を受けたいとき					○		67	職業能力開発課
3	技能者の採用, 従業員の教育訓練をお考えのとき		○	○				67	職業能力開発課
4	高度な技術者の採用, 従業員の教育訓練をお考えのとき		○	○				68	職業能力開発課

12 事業資金の融資等を受けたい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
1	融資に関する相談をしたいとき	○						69	経営革新課
2	資金の借入れをお考えのとき	○						69 ～ 70	経営革新課
3	借入れのための信用保証が必要などとき	○						70	経営革新課
4	集団化・共同化をお考えのとき (高度化資金の利用)	○						70	経営革新課
5	広島県制度融資一覧	○						71 ～ 73	経営革新課

13 貸会議室等を利用したい場合

	項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
	県立産業技術交流センター				○			74	商工労働総務課
	(株)広島テクノプラザ				○			74	イノベーション推進T
	県立産業会館				○			75	商工労働総務課

14 施設

項 目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談, 専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
大阪事務所		○				○	76	大阪事務所
県立産業会館				○		○	76	商工労働総務課
県立総合技術研究所		○	○	○		○	77 ～ 78	研究開発課
公共職業能力開発施設			○				79	職業能力開発課
イノベーション推進チーム（計量検定）		○					80	イノベーション推進T
（一社）広島県計量協会		○		○			80	イノベーション推進T
広島県情報プラザ				○			81	商工労働総務課
県立産業技術交流センター				○			81	商工労働総務課
（公財）ひろしま産業振興機構	○	○	○			○	81	商工労働総務課
広島県よろず支援拠点		○					81	イノベーション推進T
ひろしま創業サポートセンター		○					81	イノベーション推進T
復興支援金融センター		○					81	経営革新課
ものづくり人材育成センター		○				○	82	イノベーション推進T
カーテクノロジー革新センター		○				○	82	イノベーション推進T
ひろしま医工連携推進センター		○				○	82	医工連携推進PT
国際ビジネス支援センター		○	○				82	海外ビジネス課
タイ国政府通商代表事務所広島		○	○				82	海外ビジネス課
広島県職業能力開発協会		○	○		○		83	職業能力開発課
（一社）広島県情報産業協会						○	83	イノベーション推進T
（一社）広島県資源循環協会		○	○			○	83	産業廃棄物対策課
NPO法人広島循環型社会推進機構	○	○				○	83	循環型社会課
独立行政法人日本貿易振興機構 （ジェトロ）		○					83	海外ビジネス課
（一社）広島県中小企業診断協会						○	83	経営革新課
県立図書館		○				○	83	生涯学習課
県立文書館		○				○	83	総務課
県立生涯学習センター		○	○			○	83	生涯学習課
（一社）広島県発明協会		○					84	イノベーション推進T

項目	融資 補助金 ファンド	情報提供 相談、専 門家派遣	研修 セミナー イベント	施設・ 設備利用 事業用地	資格 検定試験	その他	頁	担当所属
広島中央サイエンスパーク		○	○	○		○	85	イノベーション推進T
(株)広島テクノプラザ			○	○		○	86	イノベーション推進T
広島起業化センター「クリエイトコア」		○		○			87	イノベーション推進T
ひろしま産学共同研究拠点				○		○	87	イノベーション推進T
広島大学デジタルものづくり教育研究センター				○		○	88	イノベーション推進T
ひろしまデジタルイノベーションセンター				○		○	88	イノベーション推進T
(独) 中小企業基盤整備機構中国本部 中小企業大学校広島校			○				89	経営革新課
広島県信用保証協会	○						89	経営革新課
広島県中小企業団体中央会	○	○	○				90	経営革新課
商工会議所	○	○	○	○			90	経営革新課
商工会	○	○	○	○			91 ～ 92	経営革新課
政府系金融機関	○						93	経営革新課
厚生労働省広島労働局	○	○	○				93	雇用労働政策課
公共職業安定所（ハローワーク）		○					93	雇用労働政策課
しごとプラザ マザーズひろしま		○	○				94	働き方改革推進・働く女性応援課
しごとプラザ マザーズふくやま		○	○				94	働き方改革推進・働く女性応援課
ひろしましごと館		○	○				94 ～ 95	雇用労働政策課
広島地域若者サポートステーション （若者交流館）		○					95 ～ 96	雇用労働政策課
広島市中心部就業支援機関		○					97	雇用労働政策課
ひろしま北部若者サポートステーション		○					98	雇用労働政策課
ふくやま地域若者サポートステーション		○					98	雇用労働政策課
ひろしまブランドショップTAU						○	99	BUYひろしま推進G

15 参考

項 目	頁	担当所属
関連パンフレットリスト	100	イノベーション推進T 経営革新課 研究開発課 海外ビジネス課 県内投資促進課 雇用労働政策課 職業能力開発課 産業人材課 働き方改革推進・働く女性応援課
広島県の産業支援情報	101	商工労働総務課
広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」	102	雇用労働政策課
Go!ひろしまデータベース	102	雇用労働政策課
ひろしま就活応援サイト「Go!ひろしま」	103	雇用労働政策課
広島県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ	104	産業人材課 (広島県プロフェッショナル人材戦略拠点)
チャレンジするなら広島で！ オール広島創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」	105	イノベーション推進T
働き方改革・女性活躍発見サイト「Hint!ひろしま」	106	働き方改革推進・働く女性応援課
広島県「わーくわくママサポートコーナー」ホームページ	107	働き方改革推進・働く女性応援課
商工労働局の組織と仕事	108	商工労働総務課

※記載内容は、令和2年7月17日時点のものです。
制度等を御活用の際は、各窓口で御確認ください。

1 新規創業や新規事業展開をお考えの場合

1 総合相談

内 容	<p>新規創業や新規事業展開等を図ろうとする企業などからの各種相談に対する身近な相談窓口として、県内5つの商工会議所内に設置している「地域中小企業支援センター」や、広島県西部地域の相談業務を担う（公財）広島市産業振興センター内の「広島市中小企業支援センター」、（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター」により支援します。（技術相談、経営相談、資金・金融相談など様々な相談に対応）</p> <p>また、国が中小企業・小規模事業者のための経営相談所として（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県よろず支援拠点」では、専門スタッフが、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に応じています。</p> <p>広島市域の中小企業者で、どこに相談してよいか分からない事業者のために、広島市内の4つの支援機関が連携して、ワンストップ相談窓口（一次相談窓口）を設置しています。共通電話番号（広島市域中小企業支援ナビ）及び4機関の一次相談窓口では、相談者に最適な相談窓口や支援メニューなどを紹介しています。</p>
対 象	<p>技術・製品等の研究開発を通じて新規創業や新規事業展開を図ろうとしている企業又は個人並びにその団体等</p>
窓 口	<p>呉地域中小企業支援センター（呉商工会議所内） TEL 0823-21-0151 尾道地域中小企業支援センター（尾道商工会議所内） TEL 0848-22-2165 福山地域中小企業支援センター（福山商工会議所内） TEL 084-973-6355 三次地域中小企業支援センター（三次商工会議所内） TEL 0824-62-3125 東広島地域中小企業支援センター（東広島商工会議所内） TEL 082-420-0303 広島市中小企業支援センター（（公財）広島市産業振興センター内） TEL 082-278-8032 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター（（公財）ひろしま産業振興機構内） TEL 082-240-7701 FAX 082-249-3232 E-mail: sien-center@hiwave.or.jp 広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内） TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232 https://www.hiwave.or.jp/purpose1/conference/yorozu/ E-mail: h-yorozushien@hiwave.or.jp 広島市域中小企業支援ナビ《4機関の共通電話サービス》 （4機関：（公財）ひろしま産業振興機構、（公財）広島市産業振興センター、 広島商工会議所、広島県商工会連合会） TEL 0570-005400（ナビダイヤル）</p> 

2 新規創業や新規事業展開を図りたいとき

《 補助金等 》

(1) 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

内 容	新事業展開等に必要なプロフェッショナル人材を県に登録された人材紹介会社を活用して採用された場合、人材紹介手数料の一部を助成します。
対 象	新規事業や海外現地事業の立上げなど、新たな取組に必要なプロフェッショナル人材を採用する県内に本社若しくは本店を置く中小・中堅企業又は県内に主たる事務所を置く組合等
補 助 率	補助対象経費の1/2以内
補 助 額	100万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要があります。）
対象経費	県に登録した人材紹介会社へ支払う人材紹介手数料
受 付	令和2年3月17日～令和3年3月30日
窓 口	産業人材課 人材育成グループ TEL 082-513-3420

(2) 広島県調理師等研修資金貸付（個人向け貸付金）

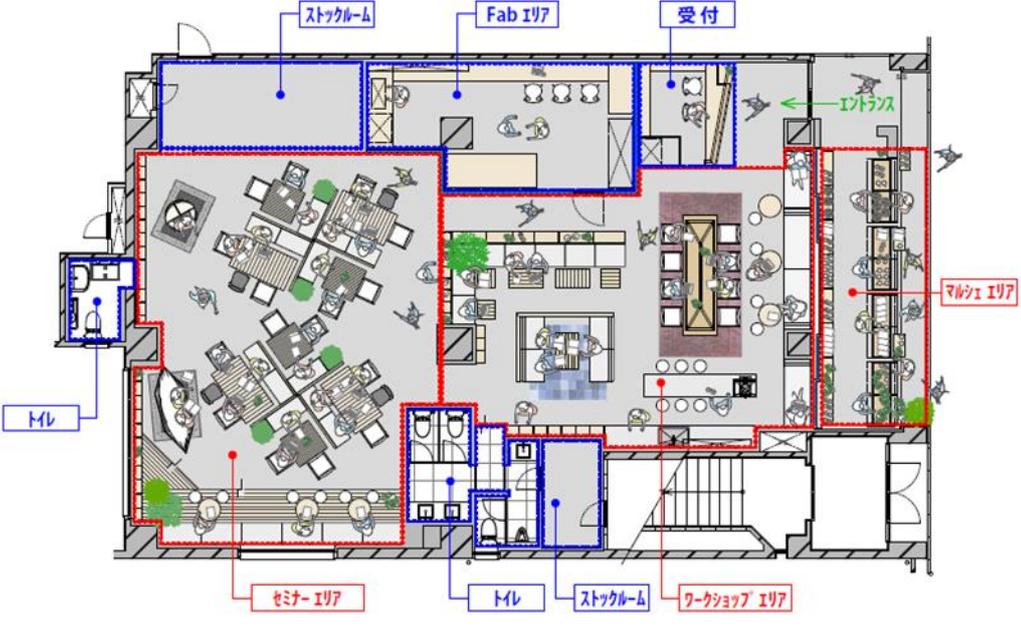
内 容	料理店等において調理技術を習得する者に対し、研修のために必要な資金を貸し付けます。
対 象	優れた調理技術を有するとして知事が認めた者（料理人コンクールの成績優秀者）
貸付限度額	20万円以内/月・人（修業期間内。ただし3年間を上限）
対象経費	渡航費（旅費）、滞在費、受講料
返還の免除	研修課程を修了した日の属する月の翌月から9年間の内に、8年間以上、県内の料理店等に就業した場合は返還債務を全部免除
受 付	若手料理人を対象とした「ひろしまシェフ・コンクール」及び「ひろしま和食料理人コンクール」で参加者募集
窓 口	海外ビジネス課 食の魅力推進グループ TEL 082-513-3444

《 相談窓口 》

◎ 広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（イノベーション人材等育成・確保支援事業）

<p>概 要</p>	<p>県内の中小・中堅企業等が抱える様々な課題（例：製造力の強化，新技術の開発，販路拡大，事業継承，調達的高度化 等）に対して，人材面を中心に，ご相談に応じます。</p>
<p>内 容</p>	<p>【広島県プロフェッショナル人材戦略拠点の概要】</p> <p>(1) 地域金融機関や地元経済団体等と連携した，県内の受入企業の掘り起し</p> <p>(2) 民間人材紹介会社と連携した，大都市圏等の人材の掘り起し，マッチング支援</p> <p>(3) 関係機関等と連携した，経営者・求職者双方に対するフォローアップ</p> <p>(4) 事業遂行に必要な各種情報の収集整理・発信 等</p>
<p>窓 口</p>	<p>広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（広島県商工労働局産業人材課内） TEL 082-513-3428</p>

◎イノベーション・ハブ・ひろしま Camps

概要	<p>「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」は、新たなビジネスや地域づくりなどにチャレンジする多様な人材が集まるイノベーション創出のための交流拠点です。</p> <p>広島県が主催・共催するセミナー等が受講できるほか、イノベーション創出に関する活動についてコーディネーターがご相談に応じます。</p>		
対象	イノベーションを実現しようとするイノベーター会員（セミナー等への参加は会員以外でも可）		
内容	施設名称	イノベーション・ハブ・ひろしま Camps	
	利用時間	原則として午前10時から午後8時まで※日曜日は午後6時まで	
	定休日	毎週月曜日及び年末年始	
	施設内容	受付	利用案内, 会員登録, 利用状況確認等
		ワークショップエリア	ワークショップスペース (ライブラリ, ミニキッチン等を具備)
		セミナーエリア	セミナー等イベントスペース
Fabエリア		大判プリンター, レーザーカッター, 3Dプリンター等が利用可	
マルシェエリア		マーケティング, 販売テスト等のスペース	
			
場所	広島市中区紙屋町一丁目4-3 エフケイビル1階		
窓口	イノベーション・ハブ・ひろしま Camps TEL 082-207-3335 イノベーション推進チーム イノベーション環境整備グループ TEL 082-513-3353		

◎ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業

内 容	廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルについて、即効性の高い製品等の研究開発に対して助成します。		
対 象	補助対象者は、次の区分ごとに、いずれかの要件を満たす者とします。		
	区分	補助対象者	研究対象廃棄物
	一般研究	◎ 県内に主たる事務所を置く組合等 ◎ 県内に本社を置く中小企業者 ◎ 2者以上の研究グループ (ただし、構成員の1/2以上が、県内に本社を置く中小企業者であること)	限定なし
テーマ型研究	◎ 県内に本社又は排出事業場を有する企業者 ◎ 2者以上の研究グループ (ただし、構成員の1/2以上が、県内に本社又は排出事業場を有する企業者であること)	・がれき類等混合物 ・廃瓦 ・耐火レンガ ・鉦さい ・ばいじん ・建設汚泥	令和2年度～ 令和4年度 (最大3年間)
	補助対象経費：750万円以上のもの		
補 助 率	補助対象経費の2/3以内		
補 助 額	500～2,000万円/件		
受 付	令和2年3月23日～令和2年8月31日 (テーマ型研究は6月以降も予算額に達するまで受付)		
窓 口	循環型社会課 循環システムグループ TEL 082-513-2951		

◎ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費補助金

内 容	資源循環型社会の構築への効果が大きいリサイクル関係施設等の整備に要する経費の一部を助成します。
対 象	対象者：次の施設を新たに設置又は改造する者 ①排出事業者が整備する廃棄物の排出抑制又は減量化を行うための施設 ②廃棄物処理業者が整備するリサイクル製品等を製造する施設又は廃棄物熱回収施設 ③排出事業者又は処理業者が整備する廃棄物の集約・分別等により、循環型社会を促進する施設 ※①～③の施設ごとに、所定の要件があります。 また、複数年を要する事業計画であっても補助対象となる場合があります。 詳しくは窓口にお問い合わせください。
補 助 率	補助対象経費の1/3以内 (びんごエコタウンモデル地域内は1/3に5%を加えた率以内) ※ただし、稼動に伴うCO2排出量の削減効果が高い施設については、関連設備の整備に係る補助率を1/2以内とします。 また、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉦さい、ばいじん、建設汚泥(現場内処理に限る。)に係る機器の整備については、補助率を1/2以内とします。
補 助 額	①廃棄物排出抑制施設：3億円以内/件 ②廃棄物リサイクル施設：500万円以上3億円以内/件 ③資源循環促進施設：1,500万円以内/件
受 付	【第1回公募】令和2年3月23日～5月15日 【第2回公募予定】令和2年8月3日～8月31日 【第3回公募予定】令和2年11月2日～11月30日 (予算額に達した時点で公募は終了)
窓 口	循環型社会課 循環システムグループ TEL 082-513-2951

◎ 循環型社会形成推進技術研究開発事業

内 容	産学連携により取り組む廃棄物リサイクル技術の研究開発に対して助成します。
対 象	廃棄物の適正管理を含めた循環型社会の構築に貢献できる取組 一般課題：数年先の実用化に向けた研究，技術開発 実証課題：基礎的な研究段階が終了し，実証プラントによる技術の検証など事業化を見据えた研究
補 助 率	10/10
補 助 額	一般課題：1件当たり最大1,000万円 (探索的要素の強い課題にあつては，最大200万円) 実証課題：1件当たり最大2,500万円
窓 口	NPO法人広島循環型社会推進機構 TEL 082-258-2828

《 資金調達の支援 》

【県費預託融資制度】

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合等が利用できます。 <ul style="list-style-type: none"> 「経営革新計画」「経営力向上計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の承認もしくは認定を受けた事業を行う者 事業転換又は多角化によって新分野に進出するための事業を行う者 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う者 県内の公的産業団地への新規進出に伴い事業を行う者 「地域経済牽引計画」の承認を受けて事業を行う者 「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業を行う者 (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により評価書の発行を受けた者 															
限 度 額	2億円（うち運転資金6,000万円）															
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">固定金利</th> </tr> <tr> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業活動支援資金</td> <td>(3年以内) 1.0%</td> <td>(3年以内) 0.7%</td> </tr> <tr> <td>(5年以内) 1.2%</td> <td>(5年以内) 0.9%</td> </tr> <tr> <td>(10年以内) 1.4%</td> <td>(10年以内) 1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10年超) 1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり，金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）</p> <p>融 資 期 間：運転10年（据置3年），設備15年（据置3年）</p>		資 金 名	固定金利		運転資金	設備資金	事業活動支援資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%		(10年超) 1.3%
資 金 名	固定金利															
	運転資金	設備資金														
事業活動支援資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%														
	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%														
	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%														
		(10年超) 1.3%														
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 経営支援グループ TEL 082-513-3371（経営革新計画の承認） イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355（中小企業技術・経営力評価制度）															

◎ 新成長分野支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対 象	成長分野（医療・健康，環境・エネルギー，観光分野）の事業を行う中小企業者で，事業拡大等を行う者が利用できます。		
限 度 額	2億円（うち運転資金6,000万円）		
利 率 等	資 金 名	固定金利	
		運転資金	設備資金
	新成長分野支援資金	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%
<p>※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり，金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）</p> <p>融 資 期 間：運転10年（据置3年），設備15年（据置3年）</p>			
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321		

◎ 創業支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対 象	次のいずれかに該当する者が利用できます。 ・新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ・事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者		
限 度 額	3,500万円		
利 率 等	資 金 名	固定金利	
		運転資金	設備資金
	創業支援資金	(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2%	(3年以内) 0.5% (5年以内) 0.7% (10年以内) 0.9%
<p>※貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり，金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：年0.6%（すべて信用保証付き）</p> <p>融 資 期 間：運転・設備10年（据置1年）</p>			
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321		

《 市場化支援 》

◎ 県外見本市出展支援事業

内 容	首都圏等で開催される専門展示会等に共同出展ブースを提供し、販路拡大を支援します。
対 象	広島県内の中小企業
会 場	首都圏等県外
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 082-240-7701

◎ 販売力強化支援事業（販売戦略塾）

内 容	「売れる商品づくり・仕組みづくり」を習得するためのマーケティングセミナーを開催し、個別商品のブラッシュアップや首都圏等からの流通バイヤーを招へいた県内商談会の開催等により、商品開発・販路開拓を支援します。
対 象	広島県内の中小企業 ※個別企業支援対象：セミナー参加者のうち、販路拡大を狙う自社商品を有する中小企業
受 付	毎年4月頃セミナー参加者募集
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 082-240-7701

◎ 新事業分野開拓事業者認定制度

内 容	新商品又は新たに提供する役務（以下「新商品等」）の調達の機会の拡大及び新商品等の周知を行い、販路拡大を支援します。
対 象	県内で新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（経営革新計画等、事業計画を有するもの）
窓 口	イノベーション推進チーム 創業環境整備グループ TEL 082-513-3357

《 専門家等による現地指導 》

◎ 専門家派遣事業

内 容	新事業展開や経営革新等の取組に当たっての課題解決を支援するため、中小企業診断士、技術士等の専門家を派遣します。
対 象	中小企業者等
対象経費	専門家の派遣に要する謝金及び旅費
企業負担	企業負担は、対象経費の1/3
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 082-240-7701

《 専門家等による支援 》

◎ チーム型支援（伴走型支援）

内 容	中小企業が開発した商品・サービスの売上増，利益率の向上等を図るため，多くの支援実績を有する専門家等で構成されたチームにより集中的に支援します。（伴走型支援） 【支援分野】 マーケティング，セールス，ブランディング，デザイン，知的財産戦略，経営戦略・生産管理等 【支援期間】 最長1年間
対 象	広島県内の中小企業 ・ 試作品または完成品に関して，新たな市場参入等，成長意欲を有する企業 ・ 原価管理，生産管理等の手法を用いて経営改善の意欲がある企業 等
企業負担	専門家謝金の1/10，営業・販売促進費用等の実費相当負担
受 付	随時
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL 082-207-0563

《 新成長分野・新技術創出支援 》

◎ ひろしま航空機産業振興協議会（エアクラフトひろしま）

目 的	世界的な需要の高まりが期待される「航空機関連産業」において，国内における生産需要の拡大を確実に取り込むため，県内に強固なサプライチェーンを構築します。
対 象	航空機関連企業及び参入意欲のある企業等
内 容	・ 会員企業と川下メーカーとのビジネスマッチングの促進 ・ 一貫生産体制の構築に向けた検討会の運営 ・ ニーズの高い領域における人材育成支援
窓 口	イノベーション推進チーム 新産業支援グループ TEL 082-513-3366

◎ ひろしま感性イノベーション推進協議会

目 的	人間のもつ“感性”という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造の実現に向け，人間工学や感性工学を取り入れたものづくりを推進します。
対 象	人間工学・感性工学を活用したものづくりに関心のある企業等
内 容	・ 「感性イノベーション講座」の開催などによる人材育成 ・ 「ひろしま感性モニター制度」の運用などによる消費者ニーズ等の収集・分析支援 ・ 専門家・支援機関とのマッチング支援
窓 口	イノベーション推進チーム 新産業支援グループ TEL 082-513-3366 https://www.h-kansei.jp/



3 「ひろしま創業サポートセンター」による支援を受けたいとき

内 容	総合的な創業支援を実施します。 ・創業マネージャーによる窓口相談指導 ・創業希望者を集中指導するセミナー開催 ・中小企業診断士、公認会計士等の専門家が、創業プラン等の策定や会社設立、商品開発、販路開拓などの創業等に関する専門アドバイス
対 象	創業前後、最大2年間
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター TEL 082-240-7702 FAX 082-249-3232 E-mail : found-support@hiwave.or.jp

4 医療関連分野への進出を図りたいとき

概 要	医療関連分野において、医療・福祉現場のニーズや課題を解決する製品開発や、異業種からの参入など、県内企業の意欲的な取組を総合的に支援します。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の課題解決に向けた専門家によるアドバイス ・ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金（医療機器等の研究開発、販路拡大など企業の戦略的な活動に対する助成） 【連携タイプ】補助率：2／3，限度額：600万円／件 【一般タイプ】補助率：1／2，限度額：300万円／件 ・機器開発における薬事規制への対応指導や、医療・福祉現場のニーズと企業とのマッチング ・ひろしま医療関連産業研究会 (https://www.hiwave.or.jp/ikourenkei/)活動 等 
対 象	医療機器等関連企業，医療機器等関連産業への新規参入企業
窓 口	医工連携推進プロジェクト・チーム TEL 082-513-3351 (公財)ひろしま産業振興機構 ひろしま医工連携推進センター TEL 082-240-7709

5 環境・エネルギー分野への進出を図りたいとき

◎ 環境浄化産業クラスター形成事業

概 要	環境関連分野において、市場が拡大している海外でのビジネス機会の創出などを支援します。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の海外進出を促進するため、有望かつ積極的な取組を行う企業に対する助成 ・海外サポート拠点による商談支援（ベトナム，インドネシア，欧州） ・海外協定締結先との連携によるビジネス案件の創出 【協定締結先】 アジア（ベトナム，インドネシア，中国・四川省） 欧州（ドイツ・ドレスデン，オーストリア・グラーツ） ・海外進出に向けた国内でのハンズオン支援
対 象	環境関連企業
窓 口	海外ビジネス課 環境関連産業海外展開グループ TEL 082-513-3364

6 起業化支援施設を利用したいとき

内 容	広島起業化センター「クリエイトコア」において、新しく起業しようとする個人や創業期の企業、新分野進出を目指す中小企業を対象に、その立ち上がり拠点として、低料金の貸事業場の提供や各種支援サービスを実施します。
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造等：鉄骨造2階建，延面積1,454㎡ ・ 貸事業場（インキュベートルーム）：20室（30～77㎡，機器持込可） ・ 商談・交流室：2室（商談・会議，コピー・FAXの共同利用可） ・ 無料駐車場
利用料金	月額2,000円/㎡（共益費含む・税別），敷金なし ※ 入居団体は，東広島市の研究開発支援施設活用推進事業補助金の活用可
入居期間	原則として3年以内
入居対象	製品開発・商品開発等に取り組む，次のいずれかに該当する個人や中小企業者 ① 新しく企業を起こそうとする方，または創業期にある方 ② 新たな事業分野への進出を目指す方 ※ 入居に当たっては審査を行います。
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山3丁目13-60（㈱広島テクノプラザに隣接）
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター経営支援担当 TEL 082-240-7701

7 貸事務所・貸研究室を利用したいとき

◎ ㈱広島テクノプラザ

内 容	新技術・新製品の研究開発，独自技術の開発を行おうとする県内外の事業者には事務所・研究室を提供します。																				
施設概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所・研究室のタイプ</th> <th>面 積</th> <th>設 置 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>約30㎡</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>約60㎡</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>約70㎡</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>約80㎡</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>約100㎡</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	事務所・研究室のタイプ	面 積	設 置 数	A	約30㎡	5	B	約60㎡	11	C	約70㎡	2	D	約80㎡	1	E	約100㎡	3	※ インターネット回線（光ファイバー100Mbps）を利用できます。	
事務所・研究室のタイプ	面 積	設 置 数																			
A	約30㎡	5																			
B	約60㎡	11																			
C	約70㎡	2																			
D	約80㎡	1																			
E	約100㎡	3																			
利用料金	賃料：月額3,024円/㎡（税込） 共益費：月額864円/㎡（税込） 敷金：賃料及び共益費の3か月分（前納，退去時に返還） その他：電気・水道料金は実費負担																				
入居期間	原則として2年間（延長可）																				
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山三丁目13-26																				
窓 口	㈱広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/																				



◎ ひろしま産学共同研究拠点

内 容	産学共同体制による基礎的・先導的分野の研究開発を行う場として、研究室や実験室、事務室を提供します。														
施設概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>部屋数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究室</td> <td>12</td> <td>32 m²～96 m²</td> </tr> <tr> <td>実験室</td> <td>12</td> <td>48 m²～142 m²</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>3</td> <td>32 m²～64 m²</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	部屋数	面 積	研究室	12	32 m ² ～96 m ²	実験室	12	48 m ² ～142 m ²	事務室	3	32 m ² ～64 m ²
区 分	部屋数	面 積													
研究室	12	32 m ² ～96 m ²													
実験室	12	48 m ² ～142 m ²													
事務室	3	32 m ² ～64 m ²													
利用料金	賃料：月額 2,300 円/m ²														
入居期間	1 年以内（更新可能）														
場 所	〒739-0046 東広島市鏡山 3 丁目 10-32														
窓 口	イノベーション推進チーム イノベーション環境整備グループ TEL 082-513-3353														

8 企業組合を設立したいとき

概 要	<p>企業組合は、勤労者、主婦、学生などの個人の方々が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。</p> <p>[主なメリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置が適用される。 ・組合員には有限責任制度が適用される。 		
内 容	企業組合の設立に関する助言・指導		
対 象	個人（設立には、発起人 4 人以上が必要）		
窓 口	広島県中小企業団体中央会	TEL 082-228-0926	
	〃	福山支所	TEL 084-922-4258

☆ 中小企業とは？

[区 分]

[従業員規模]

[資本金規模]

製造・建設・運送業等
卸 売 業
小 売 業
サ ー ビ ス 業

300 人以下 又は
100 人以下 又は
50 人以下 又は
100 人以下 又は

3 億円以下
1 億円以下
5,000 万円以下
5,000 万円以下

2 経営の改善・強化をお考えの場合

1 人材、技術、情報などの専門家のアドバイスを受けたとき

概要	創業、経営革新を目指す中小企業に対して、人材、技術、情報などのソフト経営資源の確保を支援します。
内容	企業ニーズに応じた効果的・効率的な支援策を実施するとともに、中小企業者の発展段階に応じた助言を行う専門家を派遣します。 また、広島県よろず支援拠点では、専門スタッフが売上拡大や経営改善などの相談に対し、適切な解決方法の提案や最適な支援施策・支援機関の紹介などを行います。
窓口	(公財)ひろしま産業振興機構 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 082-240-7701 呉地域中小企業支援センター (呉商工会議所内) TEL 0823-21-0151 尾道地域中小企業支援センター (尾道商工会議所内) TEL 0848-22-2165 福山地域中小企業支援センター (福山商工会議所内) TEL 084-973-6355 三次地域中小企業支援センター (三次商工会議所内) TEL 0824-62-3125 東広島地域中小企業支援センター (東広島商工会議所内) TEL 082-420-0303 広島市中小企業支援センター ((公財)広島市産業振興センター内) TEL 082-278-8032 広島県よろず支援拠点 ((公財)ひろしま産業振興機構内) TEL 082-240-7706

2 高度で複合的な経営課題に関する専門家のアドバイスを受けたとき

◎ チーム型支援

内容	多くの支援実績を有する専門家（マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産戦略、経営戦略・生産管理等）で構成された支援チームにより、中小企業の新事業展開等を集中支援します。（一部受益者負担あり）
対象	売上増や販路拡大等による成長を目指す県内の中小企業
支援期間	最長1年間（応募は随時）
窓口	(公財)ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL 082-207-0563 FAX 082-242-7709 E-mail: team-shien@hiwave.or.jp

3 経営に関する相談をしたいとき

◎ 県の経営相談窓口

内容	経営環境の変化等の影響を受けている中小企業や経営革新等に取り組む中小企業の相談に中小企業診断士などが対応し、経営に関する助言や各種支援制度、支援機関の紹介などを行います。
窓口	経営革新課 企業診断スタッフ・経営支援グループ TEL 082-513-3371

◎ 県の消費税率引上げ対策特別相談窓口

内容	消費税率引上げの影響を受けている中小企業の経営や金融に関する相談に対応し、経営・金融に関する助言や各種支援制度、支援機関の紹介などを行います。
窓口	経営相談：経営革新課 企業診断スタッフ・経営支援グループ TEL 082-513-3371 金融相談：経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321

◎ 消費税転嫁相談・情報受付窓口

内 容	消費税の価格転嫁等に関する相談・情報受付の窓口が、国、県等に設置されています。																			
国窓口	<p>国設置：転嫁に関する全国総合相談窓口 『消費税価格転嫁等総合相談センター』 (0570-200-123 (専用ナビダイヤル) , 平日 9 時～17 時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転嫁に関する問い合わせ ・広告・宣伝に関する問い合わせ ・消費税の総額表示に関する問い合わせ ・便乗値上げに関する問い合わせ ・軽減税率に関する問い合わせ <p>※ 転嫁拒否行為等については、相談者の意向により担当省庁へ通知 (担当省庁)</p> <p>転嫁拒否行為等：公正取引委員会 (03-3581-3379 (相談専用窓口)) 転嫁カルテル，表示カルテル：公正取引委員会 (03-3581-5471 (届出担当)) 転嫁阻害表示，便乗値上げ：消費者庁 (03-3507-8800 (代表)) 総額表示の特例：財務省主税局 (03-3581-4111 (代表))</p> <p>『消費税の転嫁拒否等に関する申告情報受付窓口(ホームページ)』 (中小企業庁) 消費税の転嫁拒否等についてホームページから申告可能です。 https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/</p> 																			
県窓口	<p>「建設業等」の消費税転嫁相談・指導 転嫁拒否行為等を行っている事業者の業種が、国土交通大臣が所管する次の5業種に該当する場合は、県が調査・指導等を行います。</p> <table border="1" data-bbox="368 1160 1473 1391"> <tr> <td data-bbox="368 1160 600 1234">取引・表示に関する相談・情報 (平日 8:30～ 17:15 受付)</td> <td data-bbox="604 1160 1110 1234">建設業 (知事許可) , 浄化槽工事業, 解体工事業</td> <td data-bbox="1115 1160 1473 1234">土木建築局建設産業課 082-513-3822 (直通)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="604 1240 1110 1314">宅地建物取引業 (知事免許)</td> <td data-bbox="1115 1240 1473 1314">土木建築局建築課 082-513-4185 (直通)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="604 1321 1110 1391">不動産鑑定業 (知事登録)</td> <td data-bbox="1115 1321 1473 1391">環境県民局環境県民総務課 082-513-2711 (直通)</td> </tr> </table> <p>転嫁相談・情報受付 (5業種以外) 県で受け付けた情報について、法に違反する疑いのあるものは、調査・指導権限を有する国の担当機関へ通知します。</p> <table border="1" data-bbox="368 1536 1473 1771"> <tr> <td data-bbox="368 1536 600 1615">消費税転嫁情報 受付窓口 (平日 8:30～ 17:15 受付)</td> <td data-bbox="604 1536 1110 1615">5業種以外の取引に関する相談・情報</td> <td data-bbox="1115 1536 1473 1615">商工労働局経営革新課 082-513-3328 (直通)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="604 1621 1110 1695">地方消費税に関する問合せ</td> <td data-bbox="1115 1621 1473 1695">総務局税務課 082-513-2327 (直通)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="604 1702 1110 1771">消費者からの表示に関する相談・情報</td> <td data-bbox="1115 1702 1473 1771">環境県民局消費生活課 082-513-2732 (直通)</td> </tr> </table>		取引・表示に関する相談・情報 (平日 8:30～ 17:15 受付)	建設業 (知事許可) , 浄化槽工事業, 解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822 (直通)		宅地建物取引業 (知事免許)	土木建築局建築課 082-513-4185 (直通)		不動産鑑定業 (知事登録)	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711 (直通)	消費税転嫁情報 受付窓口 (平日 8:30～ 17:15 受付)	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328 (直通)		地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327 (直通)		消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732 (直通)
取引・表示に関する相談・情報 (平日 8:30～ 17:15 受付)	建設業 (知事許可) , 浄化槽工事業, 解体工事業	土木建築局建設産業課 082-513-3822 (直通)																		
	宅地建物取引業 (知事免許)	土木建築局建築課 082-513-4185 (直通)																		
	不動産鑑定業 (知事登録)	環境県民局環境県民総務課 082-513-2711 (直通)																		
消費税転嫁情報 受付窓口 (平日 8:30～ 17:15 受付)	5業種以外の取引に関する相談・情報	商工労働局経営革新課 082-513-3328 (直通)																		
	地方消費税に関する問合せ	総務局税務課 082-513-2327 (直通)																		
	消費者からの表示に関する相談・情報	環境県民局消費生活課 082-513-2732 (直通)																		
経済団体等 窓口	<p>消費税制度周知や相談窓口の設置等の事業を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各商工会議所, 広島県商工会連合会及び県内各商工会 ・広島県中小企業団体中央会 082-228-0926 (代表) ・広島県商店街振興組合連合会 082-294-8628 (代表) 																			

◎ 地域中小企業支援センター

内 容	個別窓口相談 経営、金融、技術、情報化など経営革新等のための課題や創業に当たっての課題などについて、各種専門家が個別面談による相談・指導等を行います。		
窓 口	呉地域中小企業支援センター	(呉商工会議所内)	TEL 0823-21-0151
	尾道地域中小企業支援センター	(尾道商工会議所内)	TEL 0848-22-2165
	福山地域中小企業支援センター	(福山商工会議所内)	TEL 084-973-6355
	三次地域中小企業支援センター	(三次商工会議所内)	TEL 0824-62-3125
	東広島地域中小企業支援センター	(東広島商工会議所内)	TEL 082-420-0303

◎ 広島県よろず支援拠点

内 容	国が中小企業・小規模事業者のための経営相談所として（公財）ひろしま産業振興機構内に設置している「広島県よろず支援拠点」では、専門スタッフが、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に応じています。 ・解決が困難な経営相談に応じます。 ・事業者の課題に応じて、複数の支援機関・専門家がチームを組んで支援します。 ・地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。		
窓 口	広島県よろず支援拠点（（公財）ひろしま産業振興機構内） TEL 082-240-7706 FAX 082-249-3232 https://www.hiwave.or.jp/purposes/conference/yorozu/ E-mail : h-yorozushien@hiwave.or.jp		

◎ 商工会議所、商工会の相談指導等

内 容	商工会議所、商工会には、経営のパートナーとして経営指導員が配置されており、金融・税務・経理・法律・労務・OA・店舗改装・特許・工業技術等あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に対応しています。 また、(株)日本政策金融公庫や県・市町預託融資等の金融あっせんや各種共済制度も紹介しています。
窓 口	最寄りの商工会議所及び商工会

4 経営安定特別相談を受けたいとき

概 要	中小企業の皆様が、関連企業の倒産等により経営の安定に不安や悩みをお持ちのときに、経営安定特別相談を受けることが可能です。
内 容	商工会議所、商工会連合会に経営安定特別相談室が設置されており、商工調停士や弁護士、税理士、中小企業診断士等専門家により、経営の再建策等に有効なアドバイスや資金のあっせん等を行っています。 また、再建の見込みのない場合については、整理の指導も実施します。
窓 口	最寄りの商工会議所及び広島県商工会連合会

5 経営革新の支援を受けたいとき

概 要	<p>経営環境の変化に対応し、中小企業者等が今日的な経営課題にチャレンジする「新たな取組」を行う場合、経営革新計画を作成し県知事の承認を受けることで、各支援機関による融資などの支援策を活用できます。</p>																					
対 象	経営革新計画を承認された中小企業者等																					
内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支 援 内 容</th> <th>支 援 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">融 資 等</td> <td>県費預託融資制度</td> <td>県(経営革新課), 民間金融機関</td> </tr> <tr> <td>高度化融資制度 (貸付条件の優遇)</td> <td>県(経営革新課)</td> </tr> <tr> <td>政府系金融機関による低利融資制度</td> <td>(株) 日本政策金融公庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 証</td> <td>中小企業信用保険法の特例</td> <td>広島県信用保証協会</td> </tr> <tr> <td>海外展開に伴う資金調達に対する支援措置</td> <td>(株) 日本政策金融公庫 (独) 日本貿易保険</td> </tr> <tr> <td>投 資</td> <td>中小企業投資育成株式会社法の特例</td> <td>大阪中小企業投資育成 (株)</td> </tr> <tr> <td>特 許</td> <td>研究開発型中小企業への特許関係料金減免制度</td> <td>経済産業省, 特許庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支援措置を利用するには、計画承認後、各支援機関における審査が必要です。</p>	区 分	支 援 内 容	支 援 機 関	融 資 等	県費預託融資制度	県(経営革新課), 民間金融機関	高度化融資制度 (貸付条件の優遇)	県(経営革新課)	政府系金融機関による低利融資制度	(株) 日本政策金融公庫	保 証	中小企業信用保険法の特例	広島県信用保証協会	海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	(株) 日本政策金融公庫 (独) 日本貿易保険	投 資	中小企業投資育成株式会社法の特例	大阪中小企業投資育成 (株)	特 許	研究開発型中小企業への特許関係料金減免制度	経済産業省, 特許庁
区 分	支 援 内 容	支 援 機 関																				
融 資 等	県費預託融資制度	県(経営革新課), 民間金融機関																				
	高度化融資制度 (貸付条件の優遇)	県(経営革新課)																				
	政府系金融機関による低利融資制度	(株) 日本政策金融公庫																				
保 証	中小企業信用保険法の特例	広島県信用保証協会																				
	海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	(株) 日本政策金融公庫 (独) 日本貿易保険																				
投 資	中小企業投資育成株式会社法の特例	大阪中小企業投資育成 (株)																				
特 許	研究開発型中小企業への特許関係料金減免制度	経済産業省, 特許庁																				
窓 口	経営革新課 経営支援グループ TEL 082-513-3371																					
制度の案内	<p>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tyuusyoukigyoukeieikakusinnkeikaku/1176966771355.html 【中小企業経営革新支援のご案内】</p>																					

6 事業承継の支援を受けたいとき

概 要	中小企業の皆様が、事業承継に取り組みの際に県知事の認定を受けることで、金融支援や税制などの支援策を活用できます。
内 容	<p>○事業承継税制：後継者が、株式や事業用資産を先代経営者から相続又は贈与により取得し、県知事の認定を受けた場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。</p> <p>＜対象＞ 法人…非上場中小企業の株式等 個人事業者…事業用資産 (事業を行うために必要な土地・建物、機械・器具備品等)</p> <p>○金融支援：経営者の死亡及び退任に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。親族外承継や個人事業主の承継も対象としています。</p> <p>※どちらも県知事の認定が必要です。</p>
窓 口	<p>【事業承継税制】 経営革新課 経営支援グループ TEL 082-513-3371</p> <p>【金融支援】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321</p>
制度の案内	<p>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/jigyousyoukei00.html 【中小企業事業承継支援のご案内】</p>

《県費預託融資制度》

◎事業継承支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者等が利用できます。</p> <p>① 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人</p> <p>② 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であり、一定の財務要件を満たす者</p> <p>③ 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過しておらず、一定の財務要件を満たす者</p> <p>④ ②または③に該当し、かつ「経営者保証ガイドライン」の充足状況について、経営者保証コーディネーターの確認を受けた者</p>										
限 度 額	2億円（うち新規運転資金6,000万円）										
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資 金 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">固定金利</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">運転・借換資金</th> <th style="text-align: center;">設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業継承支援資金</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：対象①～③ 広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用） 対象④ 広島県信用保証協会所定の保証料率（料率D適用）</p> <p>融 資 期 間：対象① 運転10年（据置1年），設備15年（据置1年） 対象② 借換・運転・設備10年（据置1年） 対象③ 借換10年（据置1年）</p>			資 金 名	固定金利		運転・借換資金	設備資金	事業継承支援資金	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%
資 金 名	固定金利										
	運転・借換資金	設備資金									
事業継承支援資金	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%									
窓 口	<p>経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 経営支援グループ TEL 082-513-3371</p>										

7 経営の改善のために融資を受けたいとき

《県費預託融資制度》

◎ 緊急経営基盤強化資金・借換資金（緊急対応融資）【P71 参照】

対 象	<p>(1) 緊急経営基盤強化資金 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。</p> <p>① 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等に5%以上減少、又は経常損失に転じるなど、経営の悪化を来しているが、中長期的（概ね3年後）には業況が回復する見込みがある者</p> <p>② 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体（商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業再生支援協議会）の推薦を受けた者</p> <p>③ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者</p> <p>④ 消費税率引上げの影響で急激に売上減少しているが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者（適用期間は令和2年9月30日まで）</p> <p>(2) 借換資金 (1)の緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等が利用できます。</p>							
限 度 額	<p>緊急経営基盤強化資金 4,000万円 借換資金 5,000万円（うち新規運転資金4,000万円）</p>							
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 金 名</th> <th style="text-align: center;">固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急経営基盤強化資金</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">借換資金</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） ※ 対象③は年0.7%（経営安定関連保証適用）</p> <p>融 資 期 間：(1)緊急経営基盤強化資金 運転10年（据置1年） (2)借換資金 借換10年（据置1年）</p>		資 金 名	固定金利	緊急経営基盤強化資金	(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%	借換資金	(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2%
資 金 名	固定金利							
緊急経営基盤強化資金	(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2% ※対象①及び④において、 信用保証なしの場合は上記利率+0.3%							
借換資金	(3年以内) 0.8% (5年以内) 1.0% (10年以内) 1.2%							
窓 口	<p>経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321</p>							

◎事業再生支援資金（緊急対応融資）【P71 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。</p> <p>① 経営支援機関等（商工会議所，広島県商工会連合会，商工会，広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託融資取扱金融機関）の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み，経営支援機関等から推薦を受けた者であって，一定の財務要件等を満たす者</p> <p>② 保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っており，金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ，自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者</p> <p>③ 中小企業再生支援協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者</p>										
限 度 額	8,000 万円（うち新規運転資金 4,000 万円）										
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">固定金利</th> </tr> <tr> <th>信用保証付き</th> <th>信用保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業再生支援資金</td> <td>金融機関所定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） ※対象③は年 0.8%又は年 1.0%</p> <p>融 資 期 間：対象① 借換・運転・設備 10 年（据置 1 年） 対象②③ 借換・運転・設備 15 年（据置 1 年）</p>			資 金 名	固定金利		信用保証付き	信用保証なし	事業再生支援資金	金融機関所定	—
資 金 名	固定金利										
	信用保証付き	信用保証なし									
事業再生支援資金	金融機関所定	—									
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321										

◎ 中小企業技術・経営力評価制度

内 容	財務諸表だけでは分からない中小企業者の技術やノウハウをはじめ，成長性・経営力を評価した評価書を作成し，強みを伸ばし，明らかとなった課題解決を促進する制度です。また，作成した評価書を活用し，資金調達を促進します。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者 （製造業に限らず，サービス業や卸売，小売業，建設業なども対象） 		
評価手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・標準評価型 5 万円（手数料 10 万円のうち広島県が 1 / 2 補助） ・オーダーメイド型 10 万円（手数料 20 万円のうち広島県が 1 / 2 補助） <p>※オーダーメイド型は専門性の高い技術や複数事業を展開している企業が対象</p>		
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 広島県中小企業知財支援センター TEL 082-240-7718 FAX 082-249-3232 https://www.hiwave.or.jp/purpose1/development/evaluation/		

◎中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助

対 象	中小企業技術・経営力評価制度により「評価報告書」の発行を受けて1年以内に、広島県信用保証協会の保証により資金の融資を受けた事業者で、広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者
内 容	事業者が負担した信用保証料に対する0.1%相当額を補助します（融資を受けた事業者が広島県信用保証協会の定めた保証料率により全額納付した保証料相当額とその保証料率から0.1%割引した保証料率により計算された保証料との差額（百円未満切り捨て））。 ただし、補助額は補助対象者一社当たり一会計年度において20万円が限度となります。
窓 口	イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355
制度の案内	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/gi_jyutsu-hoshouryou.html 【広島県中小企業技術・経営力評価事業 信用保証料補助金申請について】



8 経営研修に参加したいとき

概 要	中小企業の「人づくり」を支援するための総合的な研修機関として、(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 中小企業大学校広島校が設置されており、中小企業者の経営者、後継者、管理者などを対象に、経営管理の各分野について、経営課題の解決に資する実践的、参加型の研修を実施しています。
対 象	中小企業の経営者及び後継者、管理者等（年齢、学歴は問いません。）
内 容	次頁のとおり
窓 口	(独)中小企業基盤整備機構中国本部 中小企業大学校広島校 TEL 082-278-4955（代表） FAX 082-278-7201 http://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/ E-mail hiro-kenshu@smrj.go.jp



9 取引先の倒産による資金確保に備えたいとき

《 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済） 》

概 要	中小企業倒産防止共済制度に加入して毎月一定金額を掛けると、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が連鎖倒産することや、著しい経営難に陥ることを防止するために共済金の貸付を受けることができます。
掛 金	5,000円～200,000円/月（5,000円刻み） 税法上、損金(法人)又は事業所得の必要経費(個人)に算入できます。
貸付事由	加入後6か月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権や前渡金返還請求権の回収が困難となった場合
貸付金額	回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額（共済契約者当たりの貸付残高が8,000万円を超えない範囲）のいずれか少ない額
貸付条件	無担保・無保証人・無利子（ただし、貸付額の1/10に相当する額は掛金総額から控除）5年～7年（据置期間6か月を含む）の毎月均等償還
一時貸付金制 度	加入者は取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の95%を上限として臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。
対 象	引き続き1年以上事業を行っている中小企業者（法人・個人）又は組合（①企業組合、協業組合②共同生産等共同事業を行っている事業協同組合、商工組合等）
窓 口	お取引の金融機関 各商工会議所、各商工会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会等

《 県費預託融資制度 》

◎ セーフティネット資金（国指定）・倒産防止等資金（県指定等）（緊急対応融資）【P71参照】

対 象	<p>(1) セーフティネット資金（国指定） 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合等が利用できます。</p> <p>① 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者（セーフティネット保証1～4号、6号※）</p> <p>② 全国的な大規模経済危機・災害等によって影響を受けている者（危機関連保証※）</p> <p>③ 激甚災害を受けたことについて市町の証明（り災証明）のある者 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要です。</p> <p>(2) 倒産防止等資金（県指定等） 県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定（り災証明）した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等が利用できます。</p>
限 度 額	セーフティネット資金（国指定） 中小企業者 8,000万円、組合等 1億6,000万円 倒産防止等資金（県指定等） 中小企業者 4,000万円、組合等 8,000万円

利率等	資金名	固定金利
	セーフティネット 資金（国指定）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2%
	倒産防止等資金 （県指定等）	（3年以内）0.8%（5年以内）1.0%（10年以内）1.2% ※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%
	※ 貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：（国指定）年0.7% （県指定等）広島県信用保証協会所定の保証料率（料率B適用） 融資期間：（国指定）対象① 運転10年（据置1年） 【災害の場合】設備10年（据置3年） 対象② 運転・設備10年（据置2年） 対象③ 運転10年（据置1年）・設備10年（据置3年） （県指定等）運転10年（据置1年） 【災害の場合】設備10年（据置3年）	
窓口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321	

10 下請取引のあっせんについて相談したいとき

内容	（公財）ひろしま産業振興機構が収集した受発注情報に基づく取引のあっせんをします。事前に企業概要、保有設備等の登録が必要です（登録料、あっせん料：無料）。県内外の発注企業と商談を行う広域取引商談会の開催を通じて新規取引の開拓を支援します。
対象	経営の改善・強化を目指す中小企業
窓口	（公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7704

11 下請取引に関する苦情又は紛争について相談したいとき

◎ 下請かけこみ寺

内容	・中小企業からの取引に関する相談に対応 ・無料弁護士相談、裁判外紛争解決（ADR）のあっせん
対象	中小企業
窓口	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター TEL 0120-418-618

12 新しいビジネスモデルの立ち上げや新事業展開を進めたいとき

◎ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費助成金

内容	（公財）ひろしま産業振興機構が、成長意欲の高い中小企業から新業態のビジネスプランや第2創業を意図した新事業分野のビジネスプランの提案を募り、成長可能性・実現性等の高い案件に対して助成金を交付するとともに、長期的な支援プランを設定し、対象企業の中長期的な成長促進を図ります。
対象	新業態のビジネスプランや第2創業のための新事業展開の実現を目指す成長意欲の高い中小企業等（県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者）
補助率	補助対象経費の2/3以内
補助額	一般：300万円以内/件 AI・IoT・ロボット関連：500万円以内/件
窓口	イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援グループ TEL 082-513-3355 （公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL 082-240-7712

13 中心市街地の商店街の活性化をお考えのとき

《 県費預託融資制度 》

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対 象	・ 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う中小企業者又は組合等														
限 度 額	2億円（うち運転資金6,000万円）														
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">固定金利</th> </tr> <tr> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業活動支援資金</td> <td>（3年以内）1.0%</td> <td>（3年以内）0.7%</td> </tr> <tr> <td>（5年以内）1.2%</td> <td>（5年以内）0.9%</td> </tr> <tr> <td>（10年以内）1.4%</td> <td>（10年以内）1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（10年超）1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	資 金 名	固定金利		運転資金	設備資金	事業活動支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%		（10年超）1.3%
	資 金 名		固定金利												
運転資金		設備資金													
事業活動支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%													
	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%													
	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%													
		（10年超）1.3%													
<p>※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）</p> <p>融 資 期 間：運転10年（据置3年），設備15年（据置3年）</p>															
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321														

14 県内製品の販路拡大を進めたいとき

◎ 「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）

内 容	県内製品の消費拡大がもたらす県内産業への波及効果等を広く県民に周知するためのPR活動である「BUYひろしま」キャンペーン（県内製品愛用運動）の一環として、県産品フェアの開催などを実施します。
窓 口	21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会事務局 商工労働総務課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441 【構成団体】広島市，広島県市長会，広島県町村会，広島県商工会議所連合会，広島県商工会連合会，広島県中小企業団体中央会，県

◎ ひろしまブランドショップTAUを活用した販路開拓

内 容	ひろしまブランドショップTAU（東京都中央区銀座）では、県産品等の販売や首都圏への情報発信を行っています。 TAUに出品されている県内事業者の方々には、次のような販路開拓支援を実施しています。	
	テストマーケティング	毎月10商品程度のテスト販売を実施 来店者や専門家の意見をフィードバック
	TAU等での商談会	首都圏バイヤーとのマッチング機会の創出
	県産品フェアの開催	百貨店，高級スーパー等，首都圏小売店での県産品フェアの開催
	TAU店内催事の展開	TAU1F物販エリアでの試食販売を通じた消費者ニーズの把握
窓 口	商工労働総務課 BUYひろしま推進グループ TEL 082-513-3441	

3 技術力・研究開発能力の向上をお考えの場合

1 技術相談をしたいとき

◎ 県立総合技術研究所

<p>内 容</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ワンストップサービス</td> <td>各技術センターに技術相談の総合窓口として「技術支援部（技術支援担当）等」を設置し、技術や製品の研究開発を通じて、新規創業、新事業展開を目指す方々の幅広い相談に対応します。また、県と広島市の工業系技術センターが連携して合同の相談窓口及びポータルサイトを設置し、技術相談に対応します。</td> </tr> </table> <p>県立総合技術研究所では、企業等からの技術的課題の解決依頼に応じて、調査、測定、分析、評価などの手法を通じて、その課題解決に向けて検討することを請け負うとともに、技術指導と併せ、検討結果等を記載した技術支援レポートの交付等を行っています。【有料】</p> <p>※ ただし、次に掲げる技術指導は無料で行います。 （なお、現地での指導が必要な場合は、旅費相当額を負担していただきます。） 誰でも容易に入手し得る情報、一般的な知見、公知の技術などに基づいて行う技術指導、行政上の必要による技術的課題解決支援（危機管理対応を含む）</p>	ワンストップサービス	各技術センターに技術相談の総合窓口として「技術支援部（技術支援担当）等」を設置し、技術や製品の研究開発を通じて、新規創業、新事業展開を目指す方々の幅広い相談に対応します。また、県と広島市の工業系技術センターが連携して合同の相談窓口及びポータルサイトを設置し、技術相談に対応します。																													
ワンストップサービス	各技術センターに技術相談の総合窓口として「技術支援部（技術支援担当）等」を設置し、技術や製品の研究開発を通じて、新規創業、新事業展開を目指す方々の幅広い相談に対応します。また、県と広島市の工業系技術センターが連携して合同の相談窓口及びポータルサイトを設置し、技術相談に対応します。																															
<p>窓 口</p>	<p>【県立総合技術研究所】 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">保健環境センター</td> <td style="width: 20%;">総務企画部</td> <td style="width: 20%;">TEL 082-255-7131</td> <td rowspan="10" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"></td> </tr> <tr> <td>食品工業技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 082-251-7433</td> </tr> <tr> <td>西部工業技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 0823-74-1151</td> </tr> <tr> <td>生産技術アカデミー</td> <td>技術支援担当</td> <td>TEL 082-420-0537</td> </tr> <tr> <td>東部工業技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 084-931-2402</td> </tr> <tr> <td>農業技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 082-429-0522</td> </tr> <tr> <td>果樹研究部</td> <td>技術支援担当</td> <td>TEL 0846-45-5471</td> </tr> <tr> <td>畜産技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 0824-74-0332</td> </tr> <tr> <td>水産海洋技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 0823-51-2173</td> </tr> <tr> <td>林業技術センター</td> <td>技術支援部</td> <td>TEL 0824-63-0897</td> </tr> </table> <p>【県・市工業系技術センターの連携による支援窓口等】</p> <p>広島ものづくり技術相談窓口（西部工業技術センター内）TEL 0823-74-1151 共通ポータルサイト「広島県・広島市工業系技術センター機器・技術総合案内」 https://www.itc.city.hiroshima.jp/renkei/ </p>	保健環境センター	総務企画部	TEL 082-255-7131		食品工業技術センター	技術支援部	TEL 082-251-7433	西部工業技術センター	技術支援部	TEL 0823-74-1151	生産技術アカデミー	技術支援担当	TEL 082-420-0537	東部工業技術センター	技術支援部	TEL 084-931-2402	農業技術センター	技術支援部	TEL 082-429-0522	果樹研究部	技術支援担当	TEL 0846-45-5471	畜産技術センター	技術支援部	TEL 0824-74-0332	水産海洋技術センター	技術支援部	TEL 0823-51-2173	林業技術センター	技術支援部	TEL 0824-63-0897
保健環境センター	総務企画部	TEL 082-255-7131																														
食品工業技術センター	技術支援部	TEL 082-251-7433																														
西部工業技術センター	技術支援部	TEL 0823-74-1151																														
生産技術アカデミー	技術支援担当	TEL 082-420-0537																														
東部工業技術センター	技術支援部	TEL 084-931-2402																														
農業技術センター	技術支援部	TEL 082-429-0522																														
果樹研究部	技術支援担当	TEL 0846-45-5471																														
畜産技術センター	技術支援部	TEL 0824-74-0332																														
水産海洋技術センター	技術支援部	TEL 0823-51-2173																														
林業技術センター	技術支援部	TEL 0824-63-0897																														

◎ (公財)ひろしま産業振興機構

<p>内 容</p>	<p>(公財)ひろしま産業振興機構ものづくり革新統括センターにおいて、技術的な指導・アドバイスをを行うとともに、必要に応じ、県立総合技術研究所や大学等への橋渡し、最新技術動向の情報発信、コンソーシアムやクラスター形成に向けた研究会の運営等を行います。</p>
<p>窓 口</p>	<p>(公財)ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター TEL 082-240-7712 FAX 082-242-7709 https://www.hiwave.or.jp/organization/sangakukan/ </p>

◎ (株)広島テクノプラザ

<p>内 容</p>	<p>技術相談に応じたり、相談に対応できる大学や試験研究機関の研究者を紹介します。大学や公設試験研究機関との共同研究等をコーディネートします。</p>
<p>窓 口</p>	<p>(株)広島テクノプラザ TEL 082-420-0500  https://www.h-techno.co.jp/</p>

2 知的財産に関する相談をしたいとき

◎ 広島県中小企業知財支援センター

概 要	県内中小企業等の知的財産に関する課題解決をワンストップで支援し, 中小企業等における知的財産を活用した事業展開を支援します。
内 容	<p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産制度及び知的財産活用に係る各種支援施策等の紹介 ・企業や大学等の知的財産情報の提供 ・特許電子図書館等による特許等産業財産権情報の提供 <p>[活用支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許等検索指導・出願, 登録等の相談支援 ・技術移転等の戦略的な知的財産活用支援 ・企業が持つ技術の知的財産としての評価 ・技術や研究成果の特許等への権利化や活用方法の相談
窓 口	<p>広島県中小企業知財支援センター</p> <p>【総合受付】 (公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 082-240-7718 https://www.hiwave.or.jp/organization/chizai/</p> <p>【福山サテライト】 福山商工会議所 内 TEL 084-921-2349</p> <p>【連携機関】 (一社)広島県発明協会 TEL 082-241-3940 http://www.hiroshima-hatsumeiji.jp/</p>  

4 試験や分析などを依頼したいとき

内 容	県立総合技術研究所及び(株)広島テクノプラザでは、企業等からの公的証明等の依頼に応じて、各種試験・検査分析などを実施し、成績証明書等を発行しています。【有料】	
窓 口	県立総合技術研究所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ 保健環境センター 総務企画部 TEL 082-255-7131 食品工業技術センター 技術支援部 TEL 082-251-7433 西部工業技術センター 技術支援部 TEL 0823-74-1151 東部工業技術センター 技術支援部 TEL 084-931-2402 農業技術センター 技術支援部 TEL 082-429-0522 水産海洋技術センター 技術支援部 TEL 0823-51-2173 林業技術センター 技術支援部 TEL 0824-63-0897 (株)広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/	 

－主な試験・検査項目－

機 関 名	試 験 検 査 項 目 名
保健環境センター	・病原微生物の検査, 化学物質の検査及び無菌検査 等
食品工業技術センター	・粘弾性特性, 特殊試験, 官能評価, エネルギー分散型 X 線分析装置によるもの, 食品・食品素材等に関する測定 ・食品・食品素材等に関する一般定性分析, 一般定量分析, 特殊定性分析及び特殊定量分析 等
西部工業技術センター	・材料試験(引張, 曲げ, 圧縮, 衝撃, 疲労, 硬さ, 摩耗等), 機械器具等の試験, ひずみ測定, 音響振動測定, 振動試験, 腐食耐候性試験, めっき・塗膜等の被膜試験, ・定性・定量分析, 工業用水及び工場排水検査, 油分物性(引火点, 発熱量等) 等
東部工業技術センター	・材料試験, 機械器具等の試験, 機械性状試験, 耐久性試験, 製品試験, 物理特性試験(木材関係), 染色堅ろう度試験, 繊維・繊維製品物性試験 等 ・一般定性分析, 一般定量分析, 特殊定性分析及び特殊定量分析, 工業用水及び工場排水検査
農業技術センター	・病害虫検査
水産海洋技術センター	・病原体検査
林業技術センター	・基本物性試験, 実大材強度試験, 接着性能力試験, 森林害虫等検査 等
(株)広島テクノプラザ	・電磁環境両立性に関する国際規格, 欧州統一規格等に基づく試験 ・コンクリート及び鉄筋の強度試験及び成績証発行 ・その他各種測定, 分析解析の受託測定 等

5 研究を委託したいとき

内 容	県立総合技術研究所では、各センターが行っている試験研究と関連する研究や、各センターの施設、機器又は職員の専門技術を必要とする研究について、企業等からの委託を受けて実施しています。【有料】		
窓 口	県立総合技術研究所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ 保健環境センター 総務企画部 TEL 082-255-7131 食品工業技術センター 技術支援部 TEL 082-251-7433 西部工業技術センター 技術支援部 TEL 0823-74-1151 生産技術アカデミー 技術支援担当 TEL 082-420-0537 東部工業技術センター 技術支援部 TEL 084-931-2402 農業技術センター 技術支援部 TEL 082-429-0522 果樹研究部 技術支援担当 TEL 0846-45-5471 畜産技術センター 技術支援部 TEL 0824-74-0332 水産海洋技術センター 技術支援部 TEL 0823-51-2173 林業技術センター 技術支援部 TEL 0824-63-0897		

6 技術研修を受けたいとき

内 容	総合技術研究所では、各センターで県民又は企業等の人材育成を支援しています。		
窓 口	県立総合技術研究所 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-soken/ 保健環境センター 総務企画部 TEL 082-255-7131 食品工業技術センター 技術支援部 TEL 082-251-7433 西部工業技術センター 技術支援部 TEL 0823-74-1151 生産技術アカデミー 技術支援担当 TEL 082-420-0537 東部工業技術センター 技術支援部 TEL 084-931-2402 農業技術センター 技術支援部 TEL 082-429-0522 果樹研究部 技術支援担当 TEL 0846-45-5471 畜産技術センター 技術支援部 TEL 0824-74-0332 水産海洋技術センター 技術支援部 TEL 0823-51-2173 林業技術センター 技術支援部 TEL 0824-63-0897		

[人材育成支援制度]

研修名・内容	対象・研修方法等
企業等研究員受入制度 新技術等の自主的開発及び技術課題の自主的解決を支援	[対 象] 県内企業等の経営者又は従業員であって、当該研究等に関し相当程度の技術知識を有する者 [研修方法] 研究員がマンツーマンで指導を行う [受入指導料] 7,000円/人・日
技術者研修 専門的知識を修得及び県内企業等の技術開発能力を向上	[対 象] 県内企業等の経営者又は従業員であって、技術に関する基礎理論及び応用知識を理解できる者 [研修方法] 講義及び実習により行う集合型研修 [受講料] 実費相当額
依頼研修 地方公共団体等からの依頼に基づいて研修生を受け入により、専門知識及び技能を習得	[対 象] 次のいずれかに該当する機関の受入要請を受けた者で、所長が適当と認める者 ・国 ・地方公共団体 ・大学、高等学校等の教育機関 ・農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合 ・その他所長が適当と認める機関 [研修方法] 行政等からの要請に基づき研修生を受入れる [受講料] 原則無料

◎ (株)広島テクノプラザの技術研修 【有料】

内 容	企業等の技術人材を育成するため、研修を実施しています。 (コース内容により、ある程度の知識を必要としますので、ホームページで研修コースごとの受講対象を確認して申し込んでください。)	
窓 口	(株)広島テクノプラザ TEL 082-420-0500 https://www.h-techno.co.jp/	

◎ ひろしまデジタルイノベーションセンター

内 容	MBD (モデルベース開発) の基本から、詳細設計への CAE (コンピューター支援エンジニアリング) 適用まで、きめ細かく実践的な講座を企画・実施しています。 MBD/CAE 人材育成サービスの3体系 MBD プロセス研修: MBD 戦略&思想, 仕事の進め方変革を理解 MBD 機能設計研修: 要求を実現する構想設計・部品詳細設計につなげる機能展開 MBD/CAE 詳細設計研修: 部品の詳細設計において求められるモデル作成と数値解析技術	
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-426-3250 https://www.hiwave.or.jp/hdic/	

7 異業種交流を進めたいとき

◎ 広島県異業種交流連絡協議会

概 要	(公財)ひろしま産業振興機構では、県内中小企業の異業種交流を目的とする5グループで構成される「広島県異業種交流連絡協議会」の運営を行うとともに、そのうちの2グループ(広島県異業種交流サロン、自立研究会)の事務局として、講演会、見学会、交流会などを実施しています。	
内 容	各グループの会員企業相互間、また、異業種交流グループ相互間において、各企業の経営力の拡充を図るために業種の垣根を超えて経営資源や情報を持ち寄ることを目指して、広く情報交換や視察・学習の場を設けています。	
対 象	県内の異業種交流グループの会員企業	
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7701 https://www.hiwave.or.jp/purpose1/seminar/group/	

8 電気工事業を行いたいとき

概 要	一般用電気工作物又は自家用電気工作物の設置等の工事を行う事業を営むためには、登録等の手続が必要です。		
	区 分	建設業許可	工事の種類
	登録電気工事業者	無	一般用電気工作物 自家用電気工作物
	みなし登録電気工事業者	有	一般用電気工作物 自家用電気工作物
	通知電気工事業者	無	自家用電気工作物
	みなし通知電気工事業者	有	自家用電気工作物
	※登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者は、営業所ごとに主任電気工事士を置かなければなりません。 主任電気工事士には、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状取得後3年以上の実務を有する者なることができます。		
窓 口	イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335, 3336		

9 電気工事士になりたいとき

概 要	<p>電気工事の作業を行う場合には、第一種電気工事士と第二種電気工事士があり、従事できる範囲が区分されています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">自家用電気工作物 (最大電力 500kw 未満, 工場やビル)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第一種 電気工事士</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第二種 電気工事士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般用電気工作物 (電圧 600V 以下で受電する場所の配線, 電気使用設備, 一般家庭の屋内配線)</td> </tr> </table>	自家用電気工作物 (最大電力 500kw 未満, 工場やビル)	第一種 電気工事士	第二種 電気工事士	一般用電気工作物 (電圧 600V 以下で受電する場所の配線, 電気使用設備, 一般家庭の屋内配線)
自家用電気工作物 (最大電力 500kw 未満, 工場やビル)	第一種 電気工事士	第二種 電気工事士			
一般用電気工作物 (電圧 600V 以下で受電する場所の配線, 電気使用設備, 一般家庭の屋内配線)					
内 容	<p>第一種電気工事士免状は、第一種電気工事士試験に合格又は電気主任技術者免状取得者及び高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、必要な実務経験を有する者が、交付を受けることができます。</p> <p>第二種電気工事士免状は、第二種電気工事士試験に合格又は養成施設を修了した者が、交付を受けることができます。</p> <p>免状の交付は、県に申請します。</p>				
窓 口	イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335, 3336				
試 験	<p>電気工事士試験は、次の機関が実施しています。</p> <p>(一財)電気技術者試験センター TEL 03-3552-7691 〒104-8584 東京都中央区八丁堀 2-9-1 (RBM東八重洲ビル 8階) http://www.shiken.or.jp/</p> 				

10 計量士になりたいとき

概 要	<p>計量士とは、計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識経験を有する者です。</p> <p>計量士には、一般計量士、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）があります。</p>
内 容	<p>計量士になるには、試験に合格するか、計量行政審議会の認定を受け、登録する必要があります。登録は、県を経由して経済産業省に申請します。</p>
窓 口	<p>【受験願書配布及び受付】 経済産業省から試験実施業務を請け負った民間企業が窓口になります。</p> <p>申込方法の詳細や請求先等については、9月上旬の官報及び経済産業省のホームページでご確認ください。 http://www.meti.go.jp/</p>  <p>【登録申請書提出先】 イノベーション推進チーム 計量検定グループ TEL 082-513-3335, 3336</p>

11 自動車部品関連分野における研究開発力を強化したいとき

概 要	<p>「カーテクノロジー革新センター」では、専門的知識を有するコーディネーターにより自動車部品サプライヤーの研究開発を支援するとともに、これらの取組の基礎となるベンチマーキング活動や技術課題解決を担う人材の育成を実施しています。</p>
内 容	<p>新技術トライアル・ラボ運営 カーテクノロジー革新センター内新技術トライアル・ラボのスタッフが自動車関連サプライヤーと協同で試作や実験評価等の実施を通じニーズに合致する技術シーズの探索を行い、新技術の芽出しを支援します。</p> <p>コーディネート活動 自動車メーカーの技術ニーズに対応した新技術の発掘や研究開発のコーディネート、マッチングを実施します。</p> <p>人材育成研修 地域サプライヤー企業等の技術者育成と研究開発力の維持・向上を図るため、クルマの装置・構造・しくみに関する講座や、金属・樹脂材料の専門知識を体系的に学べる講座等を実施します。 また、「IoT」「データサイエンス」などのスマートファクトリー化に関連する技術を紹介し、製造工程の課題をIoT視点で考える力を育成するための講座等を実施します。 なお、今年度はWebによる研修を中心に実施する予定です。</p>
窓 口	<p>イノベーション推進チーム ものづくり支援グループ TEL 082-513-3362 (公財)ひろしま産業振興機構 カーテクノロジー革新センター TEL 082-240-7713</p> <p>https://www.hiwave.or.jp/atic/</p> 

4 海外展開をお考えの場合

1 海外成長市場への進出や販路拡大を希望するとき

◎ 海外ビジネス展開支援事業

内 容	海外成長市場を対象としたビジネス機会の拡大を支援します。 ①新しい価値を生み出すビジネス展開支援 ・シリコンバレーの企業等とのビジネスマッチング支援等 ②食品分野（マレーシア、ベトナム、シンガポール等） ・商談会等の開催による販路拡大支援 ・日本酒のフランスにおける販路拡大支援（※） ③消費財分野等（中国等） ・中国西部地域での展示会への出展支援など
対 象	県内企業・団体等
窓 口	① 海外ビジネス課 海外進出支援グループ TEL 082-513-3382 ②, ③ 海外ビジネス課 販路拡大支援グループ TEL 082-513-3385 ※ 海外ビジネス課 食の魅力推進グループ TEL 082-513-3445

◎ 中国・上海における事務所

内 容	現地を訪問する企業関係者等に対する便宜供与をはじめ、経済情報等の収集・提供等各種支援を実施しています。
事 務 所	広島上海事務所 住 所：中華人民共和国上海市長寧区延安西路 1088 号 長峰中心 706 室 人 員：2名（業務委託）
窓 口	（公財）ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

◎ 中国・四川省における海外事務所

内 容	中国・四川省（平成 23 年 8 月に経済交流協定締結）に、県内企業のビジネス支援を行う現地事務所を開設し、現地情報の収集・提供、取引先の発掘・紹介、商談機会の設定・アフターフォロー等各種支援を実施しています。
事 務 所	広島・四川経済交流事務所 住 所：中華人民共和国四川省成都市盛隆街 9 号 広島・四川中日友好会館 207 室 人 員：2名（業務委託）
窓 口	海外ビジネス課 販路拡大支援グループ TEL 082-513-3385

2 海外展開に必要なグローバル人材を確保したいとき

◎ 広島県ものづくりグローバル人材育成事業

内 容	産学官が連携して協議会を組織し、県内企業の海外展開ニーズの高いアジアをはじめとする各国から、県内企業への就職意思を有する優秀な理工系留学生を受け入れ、ものづくり企業のノウハウを活かしたカリキュラムによる人材育成を行い、県内企業への就職を進めています。
実施主体	広島県ものづくりグローバル人材育成協議会（県内企業、広島大学、広島県で構成）
受入大学	広島大学大学院工学研究科
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国大学における優秀な留学生の掘り起こし ・ 受入留学生への奨学金支給（10万円/月） ・ 日本型ものづくり及び日本型企业経営を理解するための教育プログラムの実施 ・ 上記教育プログラムへの各種協力（インターンシップ受入、講師派遣等）
会 費	企業負担金：30万円/年（受入留学生を採用した場合、特別負担金50万円を納入）
窓 口	広島県ものづくりグローバル人材育成協議会事務局 （産業人材課 人材育成グループ内） TEL 082-513-3420

◎ 国際取引実務研修

内 容	<p>貿易実務に関する研修を実施します。【有料】 研修内容及び開催日時等：</p> <p>①入門編 貿易実務全体の入門理解、貿易条件とインコタームズ、輸出コスト計算、売買契約書と船積書類(インボイス, パッキングリスト, 原産地証明書, 保険証券, 船荷証券), 輸出業務と輸入業務の流れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年6月17日(水), 18日(木) 各日とも9:30~16:30 ・ ZOOMによるオンライン配信講座 </p> <p>②基礎知識編 海外の新規顧客開拓方法, 輸出実践(取引開始前の状況分析から交渉の実施と契約締結まで), 輸入実務(交渉主導権を握る方法, 物品選定の注意点), 新しい海外ビジネスモデルの構築, トラブル対処法(代金回収トラブル, 品質・納期トラブル) <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月7日(火), 8日(水) 各日とも9:30~16:30 ・ ZOOMによるオンライン配信講座 </p> <p>③通関編 関税率表・関税番号・関税制度, EPA/TPPと海外販売戦略(TPP11や日EU・EPAにおいて採用されている自己証明による原産地証明文書の作成演習, 新しい日本の通関システムとATAカルネ, 輸入通関における課税標準(価格)と関税, 日本の関税に関する減免税・戻し税の制度・輸出取引免税制度(消費税等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島会場(広島県情報プラザ) 令和2年9月15日(火) 9:30~16:30 ・ 福山会場(福山商工会議所) 令和2年9月16日(水) 9:30~16:30 入門編と基礎知識編はセット受講となります。</p>
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400

3 海外展開支援機関

◎ 公的支援機関の窓口

内 容	海外展開に向けた個別相談や各種セミナー等を実施しています。		
窓 口	機関名	連絡先	主な支援事業
	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター	082-248-1400	海外展開に関する相談、ビジネスマッチング支援、セミナー等の情報提供など
	日本貿易振興機構 (ジ ^ェ トロ) 広島貿易情報センター	082-535-2511	貿易投資に関する無料相談, 国内外での展示・商談会の開催等
	(独)中小企業基盤整備機構 中国本部	082-502-6555	海外展開に関する相談等
	JICA 中国国際センター	082-421-6300	ODA を活用した海外展開支援 (途上国での製品・技術ニーズ調査, 普及実証事業支援, 民間連携ボランティア等)

◎ 海外現地事務所 (中国四川省・上海)

内 容	現地を訪問する企業関係者等に対する便宜供与をはじめ, 経済情報等の収集・提供等各種支援を実施しています。
事 務 所	<p>① 広島・四川経済交流事務所 所在地：四川省成都市盛隆街9号 広島・四川中日友好会館 207 室 人 員：2名 (業務委託)</p> <p>② 広島上海事務所 所在地：上海市長寧区延安西路 1088 号 長峰中心 706 室 人 員：2名 (業務委託)</p>
窓 口	<p>① 海外ビジネス課 販路拡大支援グループ TEL 082-513-3385</p> <p>② (公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400</p>

◎ 海外ビジネスサポーターの設置

内 容	海外の拠点となる地域9か所に「海外ビジネスサポーター」を設置し, 現地経済情報の提供, 県内企業からの相談対応やビジネスマッチングの支援を行っています。 海外ビジネスサポーターからのレポートは, (公財)ひろしま産業振興機構のホームページに随時掲載されます。																		
設置場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国・地域</th> <th>設置都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 国</td> <td>大連</td> </tr> <tr> <td>台 湾</td> <td>台北</td> </tr> <tr> <td>タ イ</td> <td>バンコク</td> </tr> <tr> <td>ベ ト ナ ム</td> <td>ハノイ, ホーチミン</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>シンガポール</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>ジャカルタ</td> </tr> <tr> <td>イ ン ド</td> <td>チェンナイ</td> </tr> <tr> <td>ア メ リ カ</td> <td>ニューヨーク</td> </tr> </tbody> </table>	国・地域	設置都市	中 国	大連	台 湾	台北	タ イ	バンコク	ベ ト ナ ム	ハノイ, ホーチミン	シンガポール	シンガポール	インドネシア	ジャカルタ	イ ン ド	チェンナイ	ア メ リ カ	ニューヨーク
国・地域	設置都市																		
中 国	大連																		
台 湾	台北																		
タ イ	バンコク																		
ベ ト ナ ム	ハノイ, ホーチミン																		
シンガポール	シンガポール																		
インドネシア	ジャカルタ																		
イ ン ド	チェンナイ																		
ア メ リ カ	ニューヨーク																		
窓 口	(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター TEL 082-248-1400																		

◎ 外国政府事務所

内 容	海外にビジネスチャンスを求める企業関係者等に対する経済情報の提供や貿易相談等
事 務 所	<p>タイ国政府通商代表事務所広島 住 所：広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5F 連絡先：TEL 082-249-9911 FAX 082-249-9921 代表者：通商代表 パンニー スワントゥピントン</p> <p>駐広島大韓民国総領事館 住 所：広島市南区東荒神町 4-22 連絡先：TEL 082-568-0502 FAX 082-264-2655 代表者：総領事 金宣杓 副領事（国際・経済担当）鄭盛鉉</p>

5 情報化をお考えの場合

産業情報・ビジネス情報を調査・入手したいとき

◎ (公財) ひろしま産業振興機構

概要	企業の情報や保有する技術などの各種情報についてインターネット等を通じて提供しています。
内容	財団のホームページ上 (https://www.hiwave.or.jp/) に、支援施策、支援人材、県内企業など多数のデータベースやリンク集を設けており、ニーズに合った情報の検索が可能です。
窓口	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7715 https://www.hiwave.or.jp/ 

◎ 広島県立図書館

内容	<p>ビジネス情報の調査・入手をサポートします。文献調査は徹底的に行います。お探しの情報が当館にない場合、国立国会図書館や大学図書館から取り寄せることができます。(取寄せには、実費が必要。)</p> <p>【収集資料】政府統計や民間統計等の各種統計書、『会社年鑑』等の会社情報『業種別審査事典』等の業界情報、全国の電話帳、広島県の住宅地図 J I S、各種白書等</p> <p>【利用可能データベース】日経テレコン 21 (中国新聞+広島経済研究所メニュー) [図書館版] ヨミダス文書館 (読売新聞記事データベース) 聞蔵Ⅱビジュアル for libraries (朝日新聞記事データベース) E L D B (新聞雑誌記事原文サービス)、判例体系データベース 官報情報検索サービス 等 (※官報情報検索サービスは、職員による代行検索となります。)</p>
利用時間	火～金 9:30～19:00 土・日 9:30～17:00
休館日	月曜日・国民の祝日 (11月3日(文化の日)は開館) 年末年始 (12月29日～1月3日) 特別整理期間 (令和3年3月1日～3月12日)
利用方法	照会・相談は、来館もしくは電話・メール・ファクシミリで受付 図書の出しには、図書館利用カードの作成が必要
場所	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ
窓口	<p>広島県立図書館 調査情報課 調査相談係 TEL (082) 241-2299 FAX (082) 241-9799 http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/ E-mail:hplibnet@hplibra.pref.hiroshima.jp</p> 

6 企業立地をお考えの場合

内 容	企業用地について、県内に多様な産業団地を整備しています。 企業の立地、本社機能の移転に当たっては、助成・融資制度などの支援措置があります。
窓 口	<p>県内投資促進課 TEL 082-223-5151・5050 FAX 082-223-2137 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/ </p> <p>注) ひろしま西風新都についてのお問い合わせ先 ひろしま西風新都企業立地推進協議会事務局 (広島市経済観光局産業立地推進課 TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259)</p> <p>注) 本社機能移転・拡充に関する税の特例措置についてのお問い合わせ先 税務課 TEL 082-513-2327 FAX 082-222-1041</p>

1 県内の産業団地をお探しのとき

【 県営産業団地の概要 】

令和2年4月1日現在

団地名	所在市町名	完成時期	企業用地面積 (ha)	分譲状況			
				分譲済面積 (ha)	分譲中面積 (ha)	標準地分譲単価	
				円/m ²	円/坪		
久井工業団地	三原市	平成6年11月	18.6	17.4	1.2	13,500	44,550
竹原工業・流通団地	竹原市	平成7年12月	13.8	12.4	1.4	15,300	50,490
安浦産業団地	呉市	平成18年9月	17.5	12.6	4.9	(管理型) 3,300 (安定型) 16,400	(管理型) 10,890 (安定型) 54,120
広島臨空産業団地	三原市	平成7年3月	4.6	2.4	2.2	分譲区画(3区画)ごとに価格を設定	
本郷産業団地(造成中)	三原市	令和3年度(予定)	27.0	19.6	E区画 3.2	総額 約660,000,000円	
					F区画 4.2	総額 約868,000,000円	

(市町公的団地等)

阿賀マリノポリス地区(港湾関連用地)	呉市	平成18年11月	8.0	5.5	2.5	56,500	186,000
阿賀マリノポリス地区(工業用地)	呉市	平成18年11月	19.6	8.6	11.0 (公募予定)	40,000	132,200
ひろしま西風新都	広島市	平成4年~	民間開発事業者により造成・分譲を行っている産業用地です。 詳細は、上記の窓口(ひろしま西風新都企業立地推進協議会事務局)にお問い合わせください。				

※分譲中面積は切り上げ

2 広島県の企業立地促進支援措置を受けたいとき

■助成制度

(1) 設備投資

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率		限度額
先端・成長 産業集積助成	建物・ 設備	県内 全域	○環境・エネルギー，医療・健康及び 環境浄化等の先端・成長分野に関する 事業で，要綱に定めるもの ○新規雇用常用労働者 10 人以上 但し「医療・健康」分野の場合は雇用 維持	【県内初立地】 固定資産税評価額 × 15%	35 億円	
先端・成長 研究開発 集積助成			○環境・エネルギー，医療・健康及び 環境浄化等の先端・成長分野に関する 事業で，要綱に定めるもの ○研究開発または研究開発から量産に 係る一連の投資に限る ○投資額 1000 億円以上（土地を除く。） ○新規雇用常用労働者 100 人以上			【県内既立地】 固定資産税評価額 × 10%
大規模 産業集積助成			○製造業，運輸業，サービス業等のう ち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○大企業：投資額 50 億円以上 （土地を除く。） ○中小企業：投資額 10 億円以上 （土地を除く。） ○雇用維持	【県内初立地】 固定資産税評価額 × 15%	10 億円	
産業集積助成			○製造業，運輸業，サービス業等のう ち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○大企業：投資額 50 億円未満 （土地を除く。） ○中小企業：投資額 10 億円未満 （土地を除く。） ○新規雇用常用労働者 5 人以上 但し中山間地域は雇用維持			【県内既立地】 固定資産税評価額 × 5%
県営産業団地等 立地助成	土地	県営 産業 団地	○製造，販売，試験研究，サービス業等	久井工業団地	60%	なし
				広島臨空産業 団地	40%	
				安浦産業団地		
				竹原工業・流通 団地	25%	

(2) オフィス誘致

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	賃料・ 使用料	県内 全域	○情報サービス業，インターネット附 随サービス業，コールセンター業 (特例措置あり) ○市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者3人以上	オフィス賃借料× 市町と同率・同期間	市町と 同額
				通信回線使用料× 市町と同率・同期間	市町と 同額

■融資制度

≪県費預託融資制度≫

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P72 参照】

対象者	限度額	用途	融資期間 (据置期間)	貸出利率(%/年) 固定金利
公的産業団地へ新規進出する中小企業者・ 組合等又は地域未来投資促進法に基づく 「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて 事業を行う中小企業者・組合等	2億円 (うち運転資金 6,000万円)	運転	10年 (3年)	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%
		設備	15年 (3年)	(3年以内) 1.3% (5年以内) 1.5% (10年以内) 1.7% (10年超) 1.9%

※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%

※令和2年4月1日適用の利率であり，金融情勢により変更する場合があります。

3 本社機能の移転・新設をお考えのとき

本社機能の移転・新設をされた場合、様々な優遇措置を受けることができます。

◎ 助成制度（本社機能の移転・新設）

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 転入助成	建物 ・ 設備 ・ 人材	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○本社機能（本社、研究所、研修施設等）を広島県内に移転した場合 ○本社等に勤務する3人以上の常用雇用者を異動させ、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し1年以上継続） ○一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から異動となる常用雇用者1人当たり100万円（異動者の家族（配偶者並びに従業員から1親等以内）を含む。） ・初期コスト（オフィス改修費、テレビ会議システムなど）の1/2 	合わせて 1億円
研究開発 機能拠点化 助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社を広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。 ○一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（県外から異動となる研究開発者の家族を含む） ・人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2 ・初期コストの1/2 	合わせて 1億円
初めてに日 本に進出する 外国企業に 対する特例 措置			<ul style="list-style-type: none"> ○国内初立地の外国企業が事業所等を広島県内に新設した場合、企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成の雇用要件を次のとおり緩和する。 ○1人以上の常用雇用者を異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）または新規雇用をする場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する制度（企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成）のとおりに 	合わせて 1億円

7 男女がともに働きやすい職場環境の整備 をお考えの場合

1 仕事と家庭の両立支援の取組に関する相談をしたいとき

◎ 両立支援企業応援コーナー

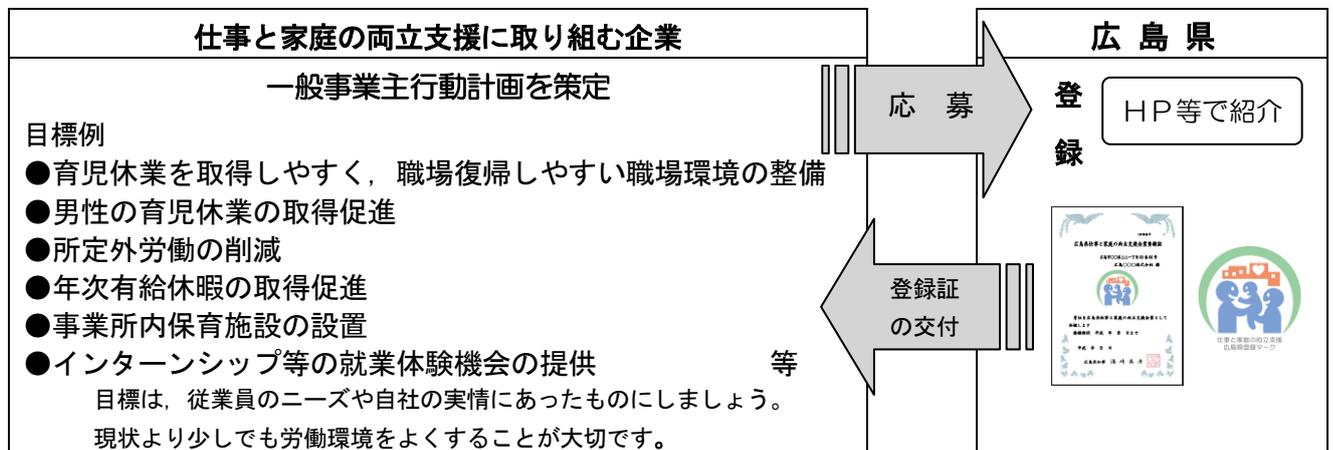
内 容	<p>両立支援に取り組む企業を応援する窓口を設けています。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定方法や実施方法に関する相談に応じるとともに、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度（※1）や育メン休暇応援制度（※2）の企業登録も行っています。</p> <p>また、各種助成制度や、行動計画の実施を支援するための「働き方改革・女性活躍推進資金（県費預託融資制度）」などを紹介します。</p> <p>必要に応じて、一般事業主行動計画未策定企業を対象とした、計画の策定等の支援を実施しています。</p>
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419

※1 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度です。平成27年4月から、子育てだけでなく、介護との両立についても登録できるようになりました。

登録企業には、登録証を交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。

登録企業は、登録マークを広告等に使用し、対外的に広報することができます。



※2 育メン休暇応援制度（広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度）

男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業を県が登録する制度です。登録企業には、登録証を交付するとともに、県のホームページ等で取組内容を紹介します。

働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」

ヒントひろしま

検索

2 取組を進めるため奨励金や助成金を受給したいとき

◎ いきいきパパの育休奨励金

概 要	男性労働者が育児休業等を取得した中小企業等を対象とした奨励金制度
内 容	養育する子の出生後8週間（子の誕生日当日を含む57日間）を経過する日の翌日以降の日を開始日とし、当該子が1歳2か月に達するまでの間に、育児休業等（育児休業及び同趣旨の特別休暇）を5日以上含む1週間以上連続した休業・休日などを取得した場合に奨励金を支給します。
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419 働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」 <input type="text" value="ヒントひろしま"/> <input type="button" value="検索"/>

◎ 両立支援等助成金

概 要	育児等を行う労働者を支援する事業主を対象とした助成金制度
内 容	<p>【出生時両立支援コース】 男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して支給されます。</p> <p>【介護離職防止支援コース】 介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して支給されます。</p> <p>【育児休業等支援コース】 I 育休取得時・職場復帰時 育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して支給されます。 II 代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して支給されます。 III 職場復帰後支援 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して支給されます。</p> <p>【再雇用者評価処遇コース（カムバック支援助成金）】 妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して支給されます。</p> <p>【女性活躍加速化コース】 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した事業主に対して支給されます。</p> <p>【事業所内保育施設コース】 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部が支給されます。 ※平成28年4月1日以降、新規申請受付は停止されています。 新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業（内閣府）による助成制度の活用をご検討ください。</p>
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

3 働き方改革を推進したいとき

《 専門家等による支援・指導 》

◎ 働き方改革企業内推進人材育成支援事業

内 容	企業内で働き方改革の取組を推進する人材を育成するため、講座や、専門コンサルタント等による個別相談・フォローアップを通じて、参加企業の取組が軌道に乗るよう支援を行います。
対 象	次の要件等を満たす事業者（25社） ①働き方改革の取組を進める意欲はあるものの、実践する上でのノウハウ不足のため、自社の取組を軌道に乗せることができないといった課題を抱えていること。 ②自社内の取組を軌道に乗せるため、キーパーソンを育成していく意欲があること。
受 付	令和2年7月1日～9月18日
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340

◎ 働き方改革の外部視点アドバイス事業

内 容	企業支援実績のあるアドバイザー（社会保険労務士）を企業に派遣し、従業員意識調査を用いながら、働き方改革に関する取組の導入支援（現状課題の把握・分析、改善提案等）を行います。
対 象	次の要件等を満たす事業者（30社） ①働き方改革に意義を感じているものの、取組に関するノウハウ不足の課題を抱えているなどから、取組に未着手であること。 ②アドバイザーの支援を受けながら働き方改革に取り組む意欲等があること。
受 付	第1回募集 7月20日～8月14日 第2回募集 8月17日～9月30日 ※第2回以降は、募集企業週に達した時点で募集受付を終了
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340

◎ 働き方改革「管理職層の意識改革出前講座」事業

内 容	企業支援実績のある専門コンサルタントによる、事前ヒアリング・管理職層の意識改革を促す出前講座・フォローアップを通じて、働き方改革に関する取組の導入支援を行います。
対 象	次の要件等を満たす事業者（20社） ①働き方改革に意義を感じているものの、現場の管理職層の働き方改革に関する意識に課題を抱えており、取組に未着手であること。 ②働き方改革に取り組む意欲等があり、2回の出前講座を受講できること。
受 付	第1回募集 7月1日～7月27日 第2回募集 8月3日～9月25日 第3回募集 10月1日～12月初旬 ※第2回以降は、募集企業数に達した時点で募集受付を終了
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340

《 認定制度 》

◎ 「広島県働き方改革実践企業」認定制度

内 容	働き方改革の幅広い取組について、取組過程（仕組み・行動）を踏んで、PDCAを回しながら自律的に取組み、一定の実績・成果や他社の模範となる独自の取組による成果が認められる企業を「広島県働き方改革実践企業」として認定するものです。
応募対象	次の要件等を満たす法人・団体・個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内に本社又は事業所を有すること。 ・県内において事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有すること。 ・県内各商工会議所又は各商工会の会員であること。 ※認定は企業単位。複数の事業所がある場合で県外本社の場合は、県内の主たる事業所が申請を行ってください。
認定 メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・認定ロゴマークの使用権利 ・自社PRグッズ（のぼり・ピンバッジ・ポスター）の提供 ・新聞広告掲載 ・県・経済団体による情報発信（HP・広報誌等） ・「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金（P58参照）」の補助率アップ ・県内就職促進イベント等への参加案内 など
募集期間	令和2年度の募集スケジュールは次のとおり ①5月25日～6月19日 ②10月12日～11月6日
窓 口	広島県商工会議所連合会 TEL 082-222-6631（代表） 広島県商工会連合会（東部支所） TEL 084-960-3107（代表）

4 仕事と家庭の両立のための諸制度について相談をしたいとき

概 要	育児・介護休業法による支援
内 容	育児又は家族の介護を行う労働者に対する育児・介護休業制度、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度・介護休暇制度についての相談に対応しています。育児・介護休業法における労働者個人と事業主の間で生じた一定の紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html 

5 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施に関する相談をしたいとき

内 容	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定方法や実施方法に関する相談に応じています。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

6 女性の活躍を推進したいとき

◎女性活躍推進アドバイス事業

内 容	県が認定した、女性が働きやすく、活躍できる職場づくりを企業等に助言する「女性活躍推進アドバイザー」19名が、「女性の活躍先進事例ノウハウ導入ブック」等を活用し、女性の管理職登用にに向けた取組の導入支援（現状課題の把握・分析、改善提案等）を行います。
対 象	女性の管理職登用を進めたいが、取組に関するノウハウ不足の課題を抱えているなどの理由により、取組に未着手である中小企業等（最大20社）
受 付	第1回募集 7月20日～8月14日 第2回募集 8月17日～9月30日 ※第2回以降は、募集企業週に達した時点で募集受付を終了
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419

◎女性の就業継続応援研修事業

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児等により会社を辞めることなく就業継続が出来るよう意識改革やノウハウを習得するための研修会・出前講座を開催します。 ・企業内で就業継続に関する取組を強化するために効果的な「メンター」（女性後輩指導者）の育成講座を開催します。 ・講師を企業に派遣し、女性従業員の就業継続等をテーマとした講座を実施し、仕事と家庭の両立に対する理解を職場全体で深めることで、両立しやすい職場作りを支援します。
対 象	<p>【就業継続応援研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業継続に不安を持っている方 等 <p>【メンター養成講座】 ※男女不問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立に対する意識醸成と不安解消のため、後輩の指導や助言をする立場にある先輩従業員 等 <p>【出前講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業継続をテーマとして研修会等を開催する企業 等
受 付	令和2年6月～ ※予定
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419

◎女性管理職登用研修事業

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理職登用に直結する取組の着手を促すために必要なセミナーを実施します。 ・中堅女性従業員を対象とした「キャリアアップ研修」を実施し、企業における人材育成を支援します。 ・講師を企業に派遣し、女性従業員のキャリアアップをテーマとした講座の実施により、女性自身の登用に対する意識改革を行うとともに、職場全体での理解を深め、組織風土の形成を行います。
対 象	<p>【女性管理職登用着手セミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者、人事・労務担当者 等 <p>【キャリアアップ研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任・係長等の中堅女性従業員 等 <p>【出前講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理職登用に関するテーマで研修等を開催する企業 <p>【女性活躍ネットワーク交流会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職女性及び主任・係長級の女性社員 等
受 付	令和2年6月～ ※予定
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419

7 働き方改革や女性活躍を推進するための資金が必要なとき

≪県費預託融資制度≫

◎ 働き方改革・女性活躍推進資金（労働支援融資）【P72 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。</p> <p>①「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者</p> <p>②女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者</p> <p>③「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した取組内容を実施するための事業を行う者</p> <p>④「働き方改革実施企業」に該当する者又は「広島県働き方改革実践企業認定制度」の認定を受けた者</p>														
限 度 額	7,000 万円														
融 資 期 間	(運転資金) 10 年 ※うち据置期間 1 年 (設備資金) 10 年 ※うち据置期間 3 年														
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th> </tr> <tr> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">働き方改革・女性活躍推進資金</td> <td>(3年以内) 1.0%</td> <td>(3年以内) 0.7%</td> </tr> <tr> <td>(5年以内) 1.2%</td> <td>(5年以内) 0.9%</td> </tr> <tr> <td>(10年以内) 1.4%</td> <td>(10年以内) 1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和2年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%													
	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%													
	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%													
窓 口	<p>【施策関係】 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340</p> <p>【施策関係】 雇用労働政策課 労働福祉グループ TEL 082-513-3411</p> <p>【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321</p>														

8 労働相談をしたい場合

1 労働相談をしたいとき

概 要	県内2か所（広島・福山）の『広島県労働相談コーナー』では、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を実施するとともに、弁護士による特別労働相談を実施しています（費用は無料、秘密厳守）。
内 容	一般労働相談 労働相談員が賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を実施しています。 特別労働相談（弁護士相談）《事前の予約制》 一般労働相談で受け付けた後、法律問題や法的な対応が必要なものについて、事前の予約制により弁護士による特別労働相談を実施しています。
窓 口	広島県労働相談コーナーひろしま、広島県労働相談コーナーふくやま

【広島県労働相談コーナーの御案内】

内 容	名 称 所 在 地	広島県労働相談コーナーひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナーふくやま 福山庁舎第3庁舎4階 (福山市三吉町1-1-1)
一般労働相談		月～金曜日（注1） 9:00～12:00, 13:00～16:00 TEL 0120-570-207	月～金曜日（注1） 9:00～12:00, 13:00～16:00 TEL 0120-570-237
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)		奇数月の第3水曜日 13:00～15:00	偶数月の第3水曜日 13:00～15:00

(注1) 休祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み

(注2) 事前の予約制（一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付けます。）

2 労働組合と使用者との間の紛争について解決の援助を求めたいとき

概 要	労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）
内 容	労働組合と使用者との間で生じた紛争（労働条件・団体交渉等）についての解決を援助します。
窓 口	労働委員会事務局調整担当 TEL 082-513-5162 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/wn500843.html



3 労働者個人と事業主との間の紛争について解決の援助を求めたいとき

概 要	個別労働関係紛争のあっせん
内 容	労働者個人と事業主との間で生じた紛争（労働条件・解雇等）についての解決を援助します。
窓 口	労働委員会事務局調整担当 TEL 082-513-5162 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/wn500238.html



4 外国人労働者の雇用に関する相談をしたいとき

◎ 広島労働局

内 容	外国人労働者の採用・雇用管理についての相談に対応しています。		
窓 口		広島外国人雇用サービスコーナー	福山外国人雇用サービスコーナー
	設置場所	ハローワーク広島 1階	ハローワーク福山 1階
	電 話	082-228-0522 ハローワーク代表	084-923-8609 ハローワーク代表
	開 設 日	毎日（土、日曜及び祝日を除く）	
	開設時間	8:30～12:00, 13:00～17:15	
	通 訳	○スペイン語・ポルトガル語 （月、木、第2・4水曜） ○中国語（月～金曜） ※各時間：10:00～16:00	○スペイン語・ポルトガル語・英語 （月、水、金曜） ○中国語（第2、4木曜） ※各時間：10:00～16:00
※ 最寄りの公共職業安定所でも相談に応じています。			

◎ 行政書士による電話相談窓口（無料）

概 要	外国人材受け入れに関する相談について対応しています。
内 容	在留資格制度「特定技能」「技能実習」の活用に関する一般的な相談について、行政書士が無料で相談に応じます。 ※外国人材受け入れに関する相談とお申し出ください。
窓 口	広島県行政書士会 TEL 082-249-2480 開設時間 10:00～16:00（月～金曜日）

5 性別を理由とする労働者に対する職場の差別について相談をしたいとき

概 要	男女雇用機会均等法による支援
内 容	男女雇用機会均等法に定める性別を理由とする差別、間接差別、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益扱い、セクシャルハラスメント対策、母性健康管理措置についての相談に対応しています。 男女雇用機会均等法に定める労働者と事業主との間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』  https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html

6 育児・介護休業制度について相談をしたいとき

概 要	育児・介護休業法による支援
内 容	育児・介護休業法に定める育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、時間外労働の制限、深夜業の制限、労働者の配置に関する配慮、育児休業等を理由とする不利益取扱い等についての相談に対応しています。 育児・介護休業法に定める労働者と事業主との間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』  https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html